

# 第7期 川西町障がい福祉計画

## 第3期 川西町障がい児福祉計画



令和6年3月

川 西 町



# 目 次

I	計画の基本的理念等	1
	1 計画に係る法令の根拠	
	2 趣旨	
	3 基本的理念	
	4 目的及び特色	
	5 計画の位置付け	
	<障がい福祉サービス等の体系>	
	（１） 障害者総合支援法及び児童福祉法サービス全体像	
	（２） サービスの種類と内容	
II	令和8年度の数値目標の設定	6
	1 施設入所者の地域生活への移行に係る目標	
	2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	3 地域生活支援拠点等の整備・運用状況の検証及び検討	
	4 福祉施設から一般就労への移行に係る目標	
	5 障がい児支援の提供体制の整備等	
	6 相談支援体制の充実・強化等	
	7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
III	指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込並びに支援体制	9
	1 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの実施に関する考え方	
	2 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込に関する考え方	
	3 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込	
	4 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策	
	5 支援体制に係る活動指標	
IV	地域生活支援事業の実施に関する事項	18
	1 必須事業	
	2 その他の事業	
	3 各事業の提供体制の確保のための方策	
V	計画の期間及び見直しの時期	22
VI	計画の達成状況の点検及び評価	22
	資料編	23
	1 障がい者の状況	
	2 第6期障がい福祉計画のサービス見込量と実績	
	3 川西町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査	



# I 計画の基本的理念等

## 1 計画に係る法令の根拠

川西町障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、策定される計画です。

また、川西町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき策定される計画であり、これら二つの計画は国が定める基本指針に基づき、一体的に策定することができるものとされています。

## 2 趣旨

本計画は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」という。）の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

## 3 基本的理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という障害者総合支援法の理念に基づき、共生社会の実現のため、障がい者等一人ひとりに必要な日常生活や社会生活を営むための支援を提供し、社会参加の機会を確保すると共に、居住環境の選択の機会を保障し、日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次に掲げる点に配慮して計画を策定します。

### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現が図られるように、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障がいの種類によらない一元的な障がい福祉サービスの提供

障がいの種類によらず、希望する障がい者等に川西町のどの地域でも同じようなサービスを受けられる体制づくりに努めます。

### (3) 新たな事業、課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援等

の課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を図ります。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の全ての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、町民が主体となる地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある幼少期の段階から身近な地域で支援できるように、障がいの種類にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

## 4 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境、子育て支援などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくこととしています。

障がいの有無にかかわらず、川西町民として質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会を実現するため、この計画を策定します。

計画の対象となる方は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）及び難病等に起因する身体又は精神上の障がいを有する18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児で、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方とします。

また、この計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

## 5 計画の位置付け

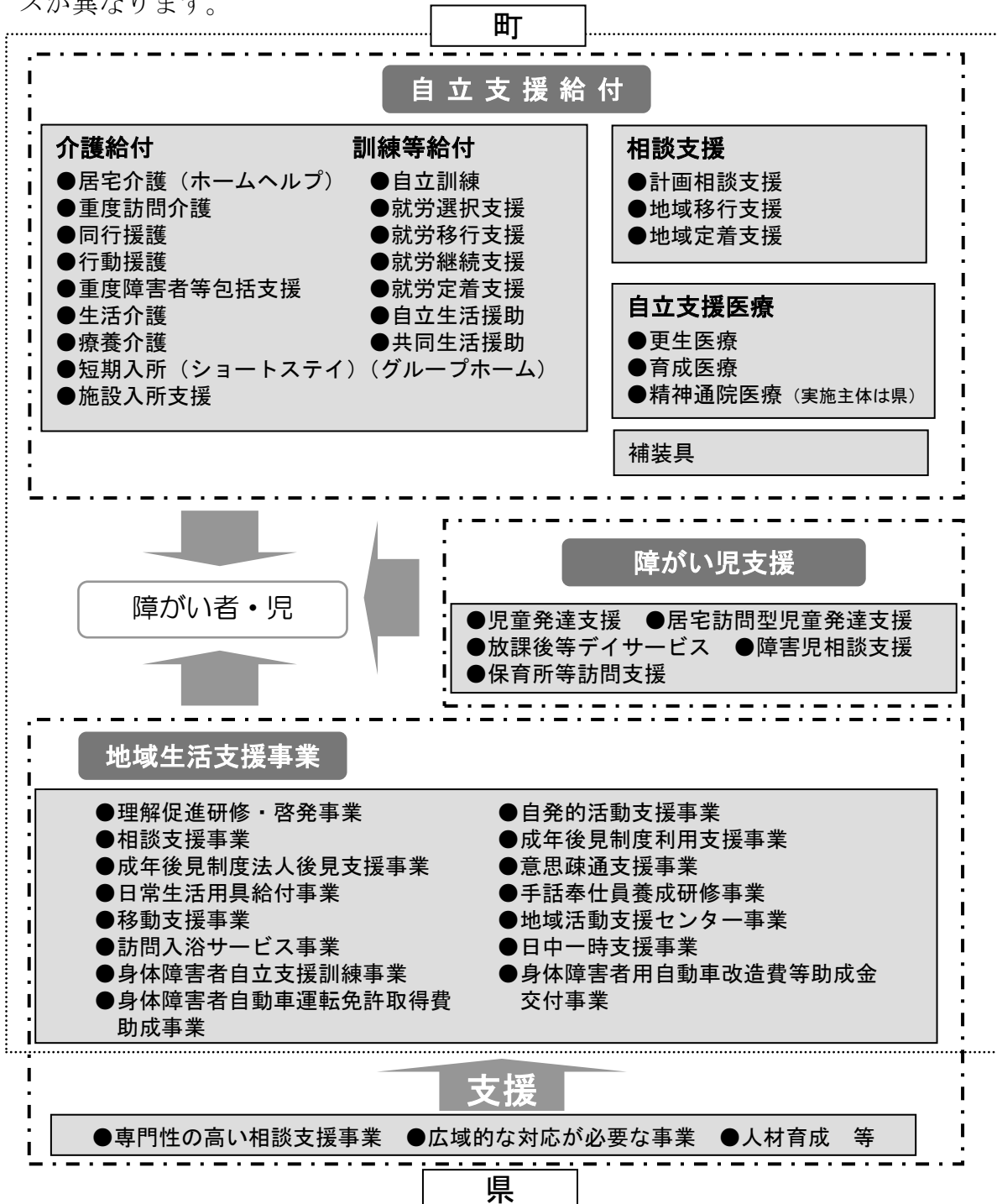
本計画は、「川西町総合計画」、「川西町障がい者計画」、「川西町地域福祉計画」、「川西町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「川西町子ども・子育て支援事業計画」等との調和を図り、令和8年度を目標年度として数値目標を設定し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等や、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を提供するための基本的な考え方や目標、確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

<障がい福祉サービス等の体系>

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法サービス全体像

サービスは、個々の障がい者及び障がい児の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」や「障がい児支援」と、町の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



## (2) サービスの種類と内容

### ■介護給付

サービスの種類		主なサービスの内容
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出支援を行います
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動時の情報提供や援助を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
居住系	療養介護	常時介護を要する人に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や世話をを行うと共に、療養介護医療を提供します
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの時に、短時間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います
	施設入所支援	施設での夜間ケア等（施設入所支援）施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います

### ■訓練等給付

サービスの種類		主なサービスの内容
日中活動系	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労選択支援	障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知能及び能力向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴い生じている生活面の課題解決に向けて、相談や事業所への連絡調整などの支援を行います
居住系	自立生活援助	施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な訪問や随時の対応を行います
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います



## ■相談支援

サービスの種類	主なサービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に際し、サービスの種類や内容に関する計画作成を行ったり、一定期間毎のモニタリング、計画の見直しを行います
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している人に、住居の確保その他地域生活移行のための相談や支援を行います
地域定着支援	居宅で単身生活する人のための常時連絡体制を整え、緊急時の相談や緊急訪問等の支援を行います

## ■障がい児支援

サービスの種類	主なサービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導を行います
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います
障害児相談支援	障がい児支援の利用に際し、サービスの種類や内容に関する計画作成を行ったり、一定期間毎のモニタリング、計画の見直しを行います

## Ⅱ 令和8年度の数値目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和4年度末時点の施設入所者について、令和8年度末までの地域生活移行者を下記のように見込むと共に、令和8年度末時点の施設入所者数については、地域移行予定者と待機者の移動状況を勘案し、次のとおり目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の施設入所者数 A	27人	令和4年度末時点
目標年度の施設入所者数 B	25人	令和8年度末時点
【目標値】地域生活移行者数	2人 (7.4%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込(A-B)	2人 (7.4%)	差引減少見込数

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるため、近隣市町や関係機関と連携し、当事者及び保健、医療、福祉に携わる者を含む関係者による協議の場を設置します。長期入院精神障がい者の早期退院を目指し、退院後地域で生活できる支援体制の構築に努めていきます。

### 3 地域生活支援拠点等の整備・運用状況の検証及び検討

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における障がい者の生活を支援する機能（相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を併せ持つ拠点等については、障がい者のニーズや町内外の事業所の整備状況等を勘案しながら近隣市町や事業所と連携し、実施可能な機能から順次整備を進めます。さらに、地域生活支援拠点等の機能が十分に発揮されるような効果的な支援及び緊急時の連絡体制の構築や強度行動障がいを有する障がい者への支援の強化を推進します。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行に係る目標

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の目標値を次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の 年間一般就労移行者数	1人	令和3年度中に施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	5人	令和8年度中に施設を退所し、 一般就労する者の数
現在の 就労移行支援事業利用者の 年間一般就労移行者数	0人	就労移行支援事業利用者のう ち、令和3年度中に一般就労に 移行した者の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業利用者の年間 一般就労移行者数	2人	就労移行支援事業利用者のう ち、令和8年度中に一般就労に 移行する者の数
現在の 就労継続支援A型事業利用者の 年間一般就労移行者数	0人	就労継続支援A型事業利用者の うち、令和3年度中に一般就労 に移行した者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援A型事業利用者の 年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援A型事業利用者の うち、令和8年度中に一般就労 に移行する者の数
現在の 就労継続支援B型事業利用者の 年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援B型事業利用者の うち、令和3年度中に一般就労 に移行した者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援B型事業利用者の 年間一般就労移行者数	2人	就労継続支援B型事業利用者の うち、令和8年度中に一般就労 に移行する者の数
現在の就労定着支援事業の年間 利用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業 の利用者数
【目標値】目標年度の 就労定着支援事業の年間利用者 数の割合	2人	令和8年度の就労定着支援事業 の利用者数

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児へ重層的な地域支援を行うため、近隣市町と連携し、児童発達支援センターの設置や障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の整備等、広域的に取り組めます。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。併せて、医療的ケア児への適切な支援に向けた、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場において、障がい児のニーズや支援における課題等の検証をしながら、支援体制の強化に努めます。また、各種サービスや支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置により、医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、支援体制強化に努めます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

現在では、障がいに関する相談が増加・多様化しており、相談体制の強化が必要となっています。障がいのために判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、成年後見センターを積極的に活用し、施設入所者及び長期入院精神障がい者の地域移行や、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組めます。また、地域サービスの基盤の開発、改善及び地域の相談支援体制の確保等、自立支援協議会にて協議、検討しながら地域生活支援拠点等の整備と基幹相談支援センターの設置を行い、全ての障がいに対応した総合的・専門的な相談体制の構築を図ります。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

町職員は、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他権利擁護・虐待防止等の研修へ参加し、障がい福祉の知識を習得し理解を深めます。また、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、関係機関との情報共有に努めます。

### Ⅲ 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込並びに支援体制

#### 1 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの実施に関する考え方

○ 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます。

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス）については、障がいの種別に関わり無く、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

○ 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます。

希望する障がい者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）を充実します。

○ グループホームの利用を促進します。

グループホーム等の設置動向を注視しながら、他市町村や各機関との連携を図り、入所等から地域生活への移行を促進すると共に、障がい者の地域生活を支援する体制を整えます。

○ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

就労選択支援、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターとの協力、連携をよりいっそう進め、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を推進します。

○ 相談支援の提供体制を確保します。

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

○ 障がい児支援の提供体制を確保します。

教育や保育、保健、医療等の関係機関と連携し、障がい児の発達段階に応じて必要な障がい福祉サービスや障がい児支援等を効果的に提供する体制をつくります。

## 2 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込に関する考え方

第6期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、目標値を適切に補正（上方・下方）するとともに、障がい者等のニーズを踏まえ必要な量を見込みました。

## 3 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込

令和5年度の利用者数を基本に、令和3年度からの推移を勘案し、第6期計画における令和5年度見込と比べて必要量を見直しました。モニタリングの結果における今後受けたいサービスや、障がい児から障がい者になり利用するサービス等についても勘案しました。

### 訪問系サービス

居宅介護は、第6期計画時の見込量と比べ減少していることや、令和3年度からの推移を勘案し、減と見込みました。重度訪問介護は、令和4年度から利用があったため、人数は現状並みと見込みましたが、時間は減少しているため、減と見込みました。同行援護は第6期計画と同数で見込みました。

### 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（A型）は第6期計画において、ほぼ横ばいに見込んでおり、令和5年度以降もそれほど利用実績は伸びないと考え、第6期計画と同数で見込みました。自立訓練（機能訓練）は第6期計画にて利用者なしと見込んでいましたが、利用があったため実績に応じて設定しました。反対に、自立訓練（生活訓練）は第6期計画にて利用者を見込んでいましたが、3年間利用がなかったため、利用者なしと見込みました。就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援は、今後利用を希望する可能性を勘案し、必要量を見込みました。就労継続支援（B型）については、利用者が増加傾向にあることから、増と見込みました。

## 居住系サービス

自立生活援助については、施設入所者やグループホーム入居者の状況等を勘案し、利用を見込みました。共同生活援助と短期入所については、利用者が増加傾向であるため、増と見込みました。施設入所支援については、地域移行者や介護保険への移行者、地域の待機者の状況等を勘案しました。療養介護は現在の状況を勘案し、若干の減と見込みました。

## 相談系サービス

相談支援については、利用者が増加傾向にあることから、増と見込みました。地域移行支援は令和5年度の利用者数で見込みました。地域定着支援は地域移行支援や自立生活援助の見込数を勘案しました。

## 障がい児支援

令和5年度の利用者数を基本に、令和3年度からの推移及び地域の障がい児の状況、成長等を勘案し、必要量を見込みました。各サービスが第6期計画の見込よりも全体的に多い利用実績であったこと、長期間の利用ということもあり、増と見込みました。

## (1) 訪問系サービス

[ 1か月当たりの利用人数と延利用時間数 ]

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	利用延時間	人	利用延時間	人	利用延時間
居宅介護	15	200	15	200	15	200
重度訪問介護	2	5	2	5	2	5
同行援護	1	3	1	3	1	3
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

[ 1か月当たりの利用人数と延利用日数]

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
生活介護	45	720	45	720	45	720
自立訓練(機能訓練)	1	7	1	7	1	7
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	0	0	1	20	1	20
就労移行支援	2	30	2	30	2	40
就労継続支援A型	5	110	5	110	5	110
就労継続支援B型	68	1160	69	1180	70	1200
就労定着支援	0		1		2	

(3) 居住系サービス

[ 1か月当たりの利用人数]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助(GH)	40	42	42
施設入所支援	27	26	25
療養介護	6	6	6
短期入所 (日数)	5 ( 50 日)	5 ( 50 日)	6 ( 60 日)

(4) 相談支援

[ 1か月当たりの利用人数]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	37	38	39
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1



(5) 左記に記載した見込のうち、重度障がい者の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数	利用人数	利用人数
生活介護	11	11	11
共同生活援助(GH)	2	2	2
短期入所	1	1	1

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3)及び(4)に記載した見込量のうち、精神障がい者の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助(GH)	9	10	10
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	0	0	0

(7) 障がい児支援

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
児童発達支援	10	65	11	70	12	75
放課後等デイサービス	21	255	22	270	23	285
保育所等訪問支援	8	18	10	20	11	22
居宅訪問型児童発達支援	1	4	1	4	1	4
障害児相談支援	10		11		12	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1		1		1	

#### 4 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- 障害者総合支援法や児童福祉法の制度、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の内容を、町報等を通じながら随時情報提供します。
- 障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により多様な事業者の参入を促進します。

#### 5 支援体制に係る活動指標

精神障がい者の地域移行を推進するための関係者による協議の場の1年間の開催回数及び参加者数を見込みました。

地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの設置・強化、さらには、障がい福祉サービスの提供体制の強化の取組の回数を見込みました。

発達障がい者に対する支援として、ペアレントトレーニング等の受講者数や実施者数、ペアレントメンター、ピアサポート活動への参加者数の見込を設定しました。

##### (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場について

内 容		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数		回	1	1	1
参加者数		人	8	8	8
	保健	人	1	1	1
	医療(精神科)	人	1	1	1
	医療(精神科以外)	人	1	1	1
	福祉	人	1	1	1
	介護	人	1	1	1
	当事者	人	1	1	1
	家族	人	1	1	1
その他	人	1	1	1	
目標設定及び評価の実施		回	1	1	1

(2) 地域生活支援拠点等

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	1
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	0	0	1

(3) 相談支援体制の充実・強化等

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置箇所数	箇所	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	回	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	1

内 容	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	回	1	1	1
	者	2	2	2
協議会の専門部会の設置数・実施回数	部会	1	1	1
	回	1	1	1

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内 容	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する回数	回	1	1	1

(5) 発達障がい者等に対する支援

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラ ム等(※1)の支援プロ グラム等の受講者数・ 実施者数	受講 者数	7	7	7
	実施 者数	4	4	4
ペアレントメンター(※ 2)の人数	人	0	0	1
ピアサポート(※3)の 活動への参加人数	人	1	1	1

- ※1 ペアレントトレーニングは、発達障がいのある子どもの保護者が、子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶもので、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずは捉えるための技術を学ぶもの。
- ※2 自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。
- ※3 自らも発達障がいの症状や悩みを持ち、同じような経験をした仲間が体験を語り合い、回復を目指す取組。

## IV 地域生活支援事業の実施に関する事項

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業を行います。

地域生活支援事業は、10の必須事業とその他の任意事業があり、本町では当面以下の事業を実施します。

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域の人たちが障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

#### (2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域の人たちによる自発的な取組を支援します。(活動例：ピアサポート形式<sup>\*</sup>による障がい者やその家族の交流会活動、災害対策活動、障がい者の孤立防止活動支援、障がい者へのボランティア活動支援等)

※同じ立場の方たちが問題の解決に向け相互に支援し合う取組のこと

#### (3) 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な援助を行います。

地域自立支援協議会は、地域課題を共有し、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する施策やシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置します。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用事業は、障がい者福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用の支援を行い権利擁護を図ります。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

後見業務を適正に行うことができる法人体制の整備や、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

#### (6) 意思疎通支援事業

障がいのため意思疎通に支障がある障がい者等に手話通訳者を派遣し、円滑な意思疎通が行えるように支援を行います。

### **(7) 日常生活用具給付事業**

重度障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を行うことにより日常生活の便宜を図ります。

- ◇介護・訓練支援用具（特殊寝台、マット等）
- ◇自立生活支援用具（入浴補助用具、便器等）
- ◇在宅療養等支援用具（透析液加温器、吸引器等）
- ◇情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具等）
- ◇排泄管理支援用具（ストマ装具等）

前記の他に、住宅改修費給付事業として、在宅で日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、改修工事費の給付を行います。

### **(8) 手話奉仕員養成研修事業**

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通に支障がある障がい者等が円滑に日常生活を営むことができるよう支援を図ります。

### **(9) 移動支援事業**

屋外での移動に困難がある障がい者等に対して、外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

### **(10) 地域活動支援センター機能強化事業**

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活の支援を行います。

## **2 その他の事業**

### **(1) 訪問入浴サービス事業**

入浴が困難な在宅の身体障がい者の居宅を訪問し、専用の浴槽による入浴介助サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

### **(2) 日中一時支援事業**

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の負担の軽減を図ります。

### **(3) 身体障害者自立支援訓練事業**

福祉ホーム等の施設で身体障がい者の地域社会での自立生活を営むために必要な訓練等を行います。

### **(4) 身体障害者用自動車改造費等助成金交付事業**

身体障がい者用の自動車を改造又は購入する経費を助成し、身体障がい者の社会参加と介護者の負担軽減を図ります。

#### **(5) 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業**

身体障がい者の自動車運転免許証の取得に要した経費の一部を助成し、身体障がい者の就労などの社会活動の促進を図ります。

### **3 各事業の提供体制の確保のための方策**

障がいに対する理解を深め、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、共生する社会の実現を目指し、地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、事業所と連携しながら、一人ひとりに合ったサービスの提供を推進します。



実施する事業の見込量は下表のとおりです。

地域生活支援事業の見込量及びその考え方

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		実施に関する考え方
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	有		有		有		
自発的活動支援事業 ※実施の有無	有		有		有		
相談支援事業							
障害者相談支援事業	1		1		1		役場1ヶ所
基幹相談支援センター ※設置の有無	無		無		有		
基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無	有		有		有		指定相談支援事業者
住宅入居等支援事業 ※実施の有無	無		無		無		
成年後見制度利用支援事業		1		1		1	
成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無	有		有		有		
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数		1		1		1	
日常生活用具給付事業 ※給付等見込件数							
介護・訓練支援用具	2		2		2		実績換算等による見込数
自立生活支援用具	2		2		2		
在宅療養等支援用具	2		2		2		
情報・意思疎通支援用具	2		2		2		
排泄管理支援用具	336		336		336		
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1		
手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数(登録見込者数)		0		0		0	
移動支援事業 ※実利用見込者数、延べ利用見込時間数の順に記載		23	3,350		24	3,550	
地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	0	0	0	0	0	0	※関連する市町村名 南陽市
	2	5	2	5	2	5	
その他の事業(日常生活支援)							
訪問入浴サービス事業		1		1		1	
日中一時支援事業	7	10	7	10	7	10	
身体障害者自立支援訓練事業	1	1	1	1	1	1	福祉ホーム
その他の事業(社会参加支援)							
身体障害者用自動車改造費等助成金交付事業		1		1		1	令和5年度より
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業		1		1		1	令和5年度より

## V 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、この計画は障がい者関連施策の変化や、障がい者等のニーズ、社会情勢の変化などの動向に対応するため、計画期間中に必要な見直しを行う場合があります。

また、次期計画については、本計画にかかる必要な見直しを令和8年度末までに行い作成します。

## VI 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の各年度における達成状況等については、定期的に調査、分析、評価を行い、「川西町地域自立支援協議会」の意見を聴取すると共に、必要と認めるときは本計画を変更し、その結果を公表します。

# 資料編

## 1 障がい者の状況

### (1) 手帳所持者数の推移（各年度末）

#### ■身体障害者手帳所持者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
					0～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1 級	221	228	233	240	1	49	185	235
2 級	71	68	62	56	0	15	41	56
3 級	141	138	132	134	1	19	105	125
4 級	195	196	194	186	0	27	154	181
5 級	89	90	88	88	0	10	72	82
6 級	57	61	57	55	0	7	43	50
合 計	774	781	766	759	2	127	600	729

(令和5年3月31日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計		
障 害 部 位 別	視 覚 障 害	13	8	0	0	3	1	25		
	聴 覚 障 害	1	9	9	7	1	21	48		
	平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0		
	音声・言語又は咀嚼機能障害	0	2	7	4			13		
	肢 体 不 自 由	上 肢	27	20	15	14	13	9	98	
		下 肢	5	6	43	113	58	19	244	
		体 幹	3	6	14	0	7	0	30	
		脳原発性 運動機能 障害	上肢機能	2	2	2	0	0	0	6
			移動機能	3	2	0	0	0	0	5
	内 部 障 害	心臓機能障害	119	1	25	17			162	
		腎臓機能障害	55	0	0	0			55	
		呼吸器機能障害	6	0	9	4			19	
		膀胱又は直腸機能障害	0	0	1	22			23	
		小腸機能障害	0	0	0	0			0	
		免疫機能障害	0	0	0	0			0	
		肝臓機能障害	1	0	0	0			1	
合 計		235	56	125	181	82	50	729		

## ■療育手帳所持者数

程 度 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
					0～17歳	18～64歳	65歳～	合 計
A(重 度)	40	38	36	37	3	24	8	35
B(中・軽度)	102	103	109	113	16	74	20	110
合 計	142	141	145	150	19	98	28	145

## ■精神障害者保健福祉手帳所持者数(町把握分)

程度別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
					0～17歳	18～64歳	65歳～	合 計
1 級	14	12	11	13	0	7	4	11
2 級	39	39	32	37	0	34	5	39
3 級	20	17	18	21	0	17	1	18
計	73	68	61	71	0	58	10	68

自立支援医療受給者数 200名 (令和5年3月31日現在)

## (2) 認定者数の推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
平成30年度 (平成31年3月31日現在)	1	17	29	17	19	24	107
令和元年度 (令和2年3月31日現在)	2	12	35	20	14	23	106
令和2年度 (令和3年3月31日現在)	2	15	37	22	11	25	112
令和3年度 (令和4年3月31日現在)	2	16	34	24	13	25	114
令和4年度 (令和5年3月31日現在)	0	17	35	22	10	28	112

## 2 第6期障がい福祉計画のサービス見込量と実績

### (1) 障がい福祉サービス及び相談支援

サービス名		単位	第6期計画見込量			実績		見込
			R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系	居宅介護	時間/月	240	240	240	245	197	200
	重度訪問介護		30	30	30	0	4	4
	同行援護		3	3	3	6	3	3
	行動援護		0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	延日数/月	740	720	720	708	780	740
	自立訓練(機能訓練)	延日数/月	0	0	0	11	7	7
	自立訓練(生活訓練)	延日数/月	12	12	12	0	0	0
	就労移行支援	延日数/月	20	20	20	3	0	30
	就労継続支援(A型)	延日数/月	110	110	110	69	98	80
	就労継続支援(B型)	延日数/月	1035	1042	1050	1194	1113	1150
	就労定着支援	人数/月	0	0	4	0	0	0
居住系	療養介護	人数/月	7	7	7	7	7	6
	短期入所	日/月	9	9	9	67	44	50
	自立生活援助	人数/月	1	1	1	1	0	1
	共同生活援助	人数/月	30	30	30	36	39	40
	施設入所支援	人数/月	28	28	28	25	30	27
相談支援	計画相談支援	人数/月	22	22	22	30	30	35
	地域移行支援	人数/月	0	0	0	0	1	1
	地域定着支援	人数/月	0	0	0	0	0	0
障がい児支援	児童発達支援	延日数/月	12	15	15	29	57	60
	放課後等デイサービス		210	230	230	209	212	245
	保育所等訪問支援		1	2	2	4	7	18
	医療型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人数/月	3	4	4	5	7	9
	医療的ケア児等コーディネーター配置	人数	1	1	1	1	1	1

## (2) 地域生活支援事業

サービス名		単位	第6期計画見込量			実績		見込	
			R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有	
必須事業	相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
		基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	無	無	無
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業		実人数/年	1	1	1	0	0	0
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
	支意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数/年	1	1	1	2	1	2
		手話通訳設置事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	件数/年	2	2	2	3	1	2
		自立生活支援用具	件数/年	2	2	2	1	3	2
		在宅療養等支援用具	件数/年	2	2	2	2	0	2
		情報・意思疎通支援用具	件数/年	2	2	2	3	2	2
		排泄管理支援用具	件数/年	360	360	360	307	303	280
		住宅改修費	件数/年	1	1	1	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業		実人数/年	1	1	1	0	0	0
	移動支援事業		実人数/年	13	13	13	17	20	22
			時間/年	3,500	3,500	3,500	2,607	3,065	3,150
地域活動支援	川西町分	箇所数	0	0	0	0	0	0	
		実人数/年	0	0	0	0	0	0	
	川西町外分	箇所数	1	1	1	1	2	2	
		実人数/年	3	3	3	5	5	5	
任意事業	訪問入浴サービス事業		実人数/年	2	2	2	1	1	1
	日中一時支援事業		箇所数	8	8	8	7	5	6
			実人数/年	15	15	15	8	8	8

### 3 川西町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査

#### ◆調査の目的

障がい福祉計画を策定するにあたり、在宅障がい者（児）の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向などについて把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ◆調査方法

身体、療育、精神障害者手帳の所持者、障がい福祉サービス利用者、特別児童扶養手当を受給している児童の保護者（障がい者270名、障がい児30名）へ返信用封筒を同封し、郵送しました。また、アンケートは、無記名方式で実施しました。

#### ◆配布方法及び回答

直送及び事業所などを通して300部配布し、176名（58.7%）の方から回答をいただきました。

#### ◆調査時期

令和5年11月10日～11月28日

#### ◆調査内容

日常生活で悩んでいることや相談したいこと、今後のどのように暮らしたいかなど。また、現在受けているサービスや、今後受けたいサービスとその量、福祉サービスに望むことなどについても具体的に伺いました。

その他自由記入欄を設け、ご意見などをいただきました。

#### ◆調査結果の見方

回答結果の割合は有効回収数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

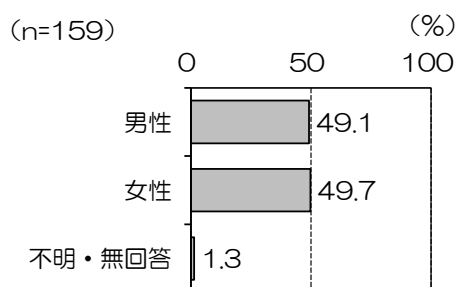
図表中の「n」は設問への回答者数を示しています。

#### ◆アンケート結果

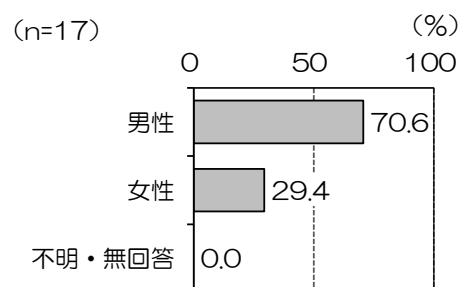
アンケート回答結果は、次のようになりました。

#### 問1 対象者の性別

##### ●障がい者（18歳以上）



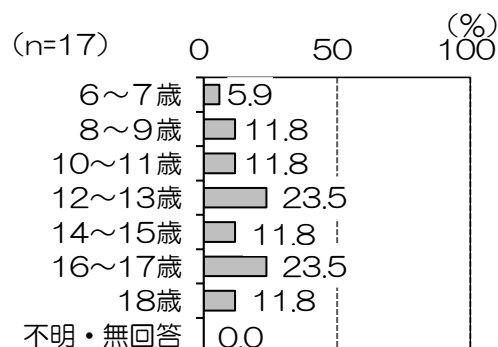
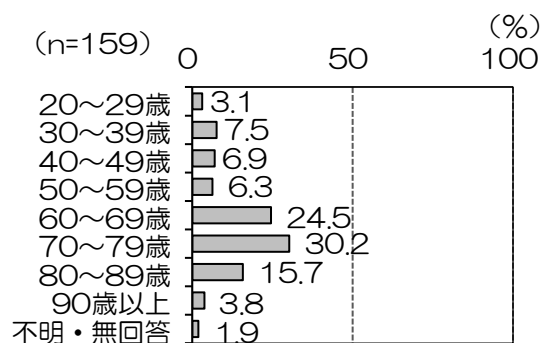
##### ●障がい児（18歳未満）



## 問2 対象者の年齢（令和5年10月31日現在）

●障がい者（18歳以上）

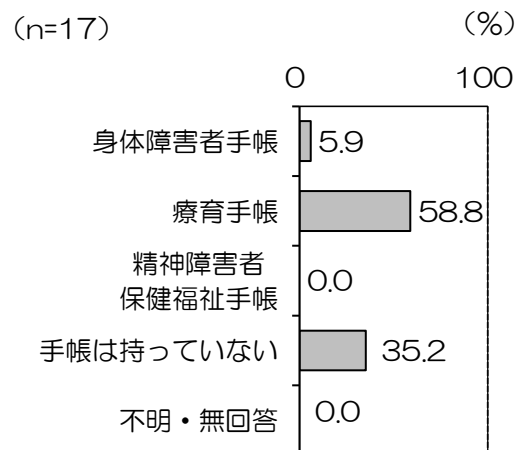
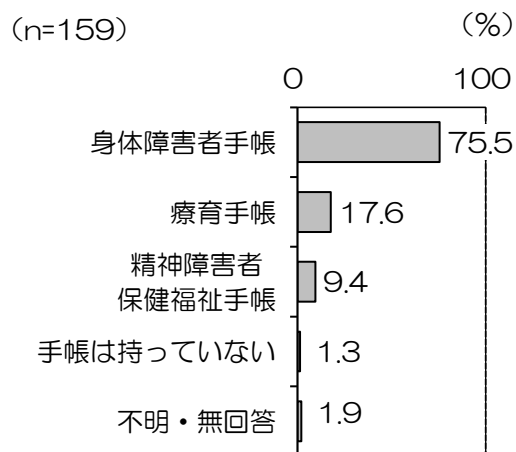
●障がい児（18歳未満）



## 問3 所持している手帳

●障がい者（18歳以上）

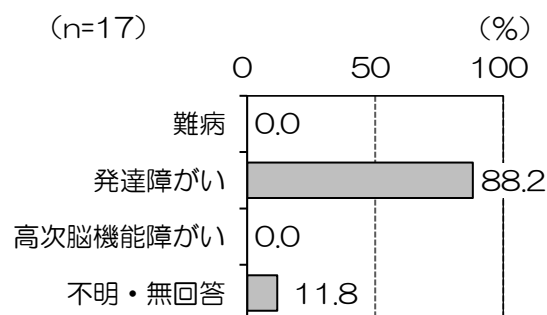
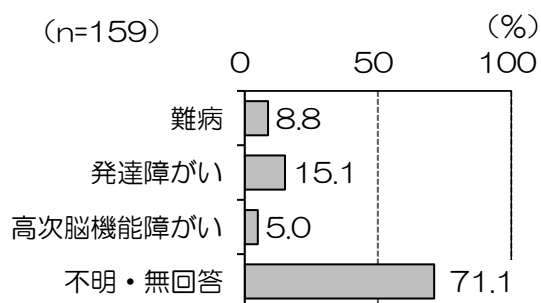
●障がい児（18歳未満）



## 問4 難病や発達障がい等の有無

●障がい者（18歳以上）

●障がい児（18歳未満）

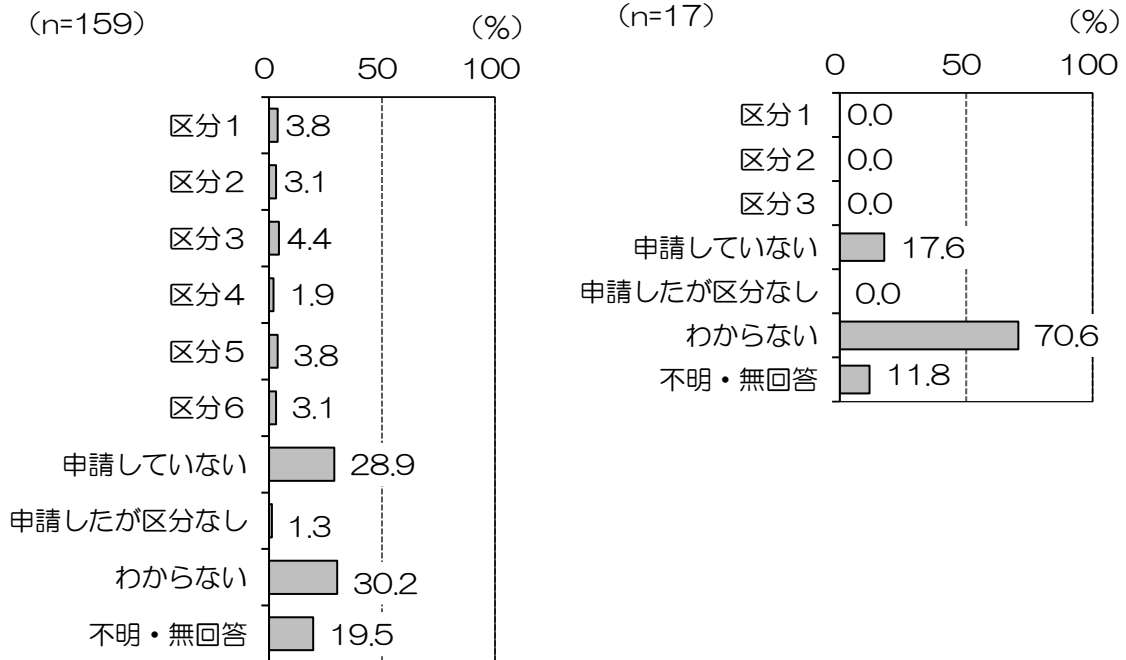




## 問5 障がい支援区分認定の状況

●障がい者（18歳以上）

●障がい児（18歳未満）

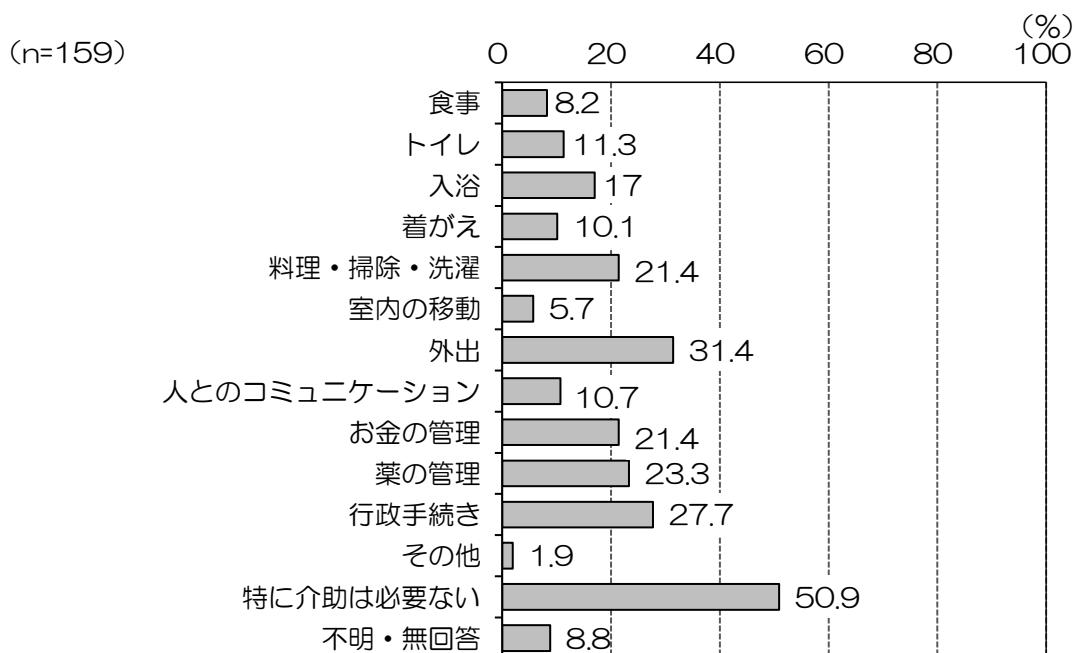


## 問6 生活するときに必要な介助

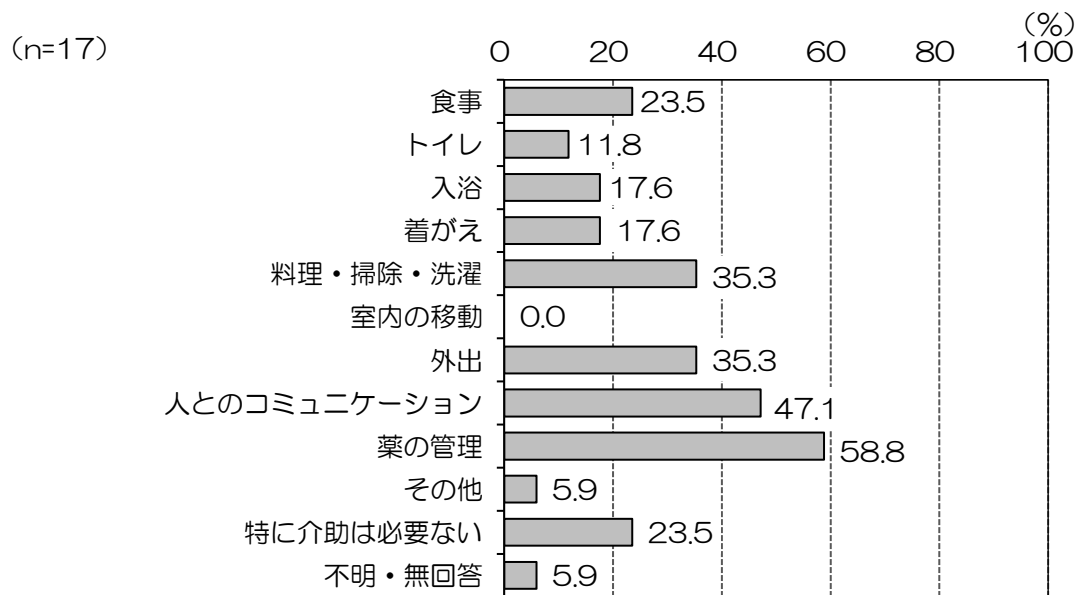
生活するときに必要な介助については、障がい者では「特に介助は必要ない」が50.9%と最も多く、次いで「外出」が31.4%、「行政手続き」が27.7%となっています。

障がい児では「薬の管理」が58.8%と最も多く、次いで「人とのコミュニケーション」が47.1%、「料理・掃除・洗濯」、「外出」がそれぞれ35.3%となっています。

●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）

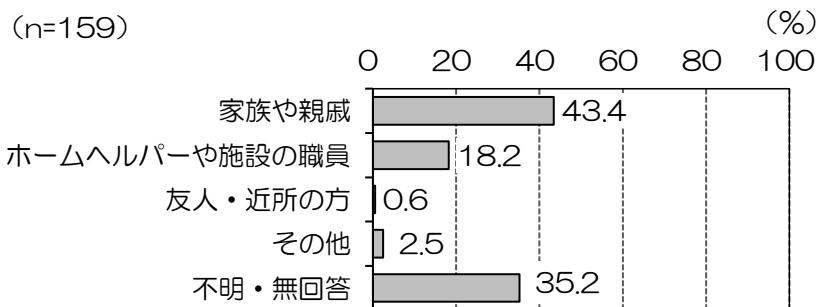


問7 主な介助者について

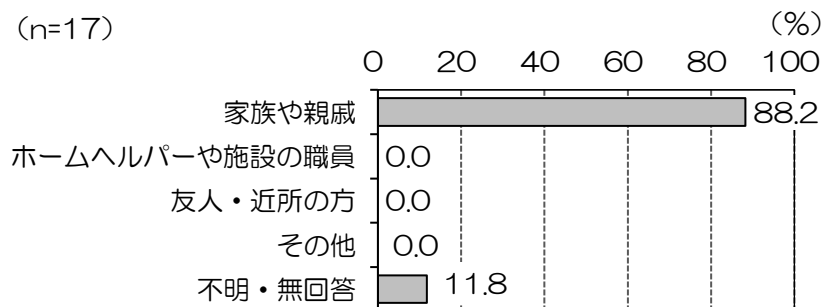
主な介助者については、障がい者では「家族や親戚」が43.4%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が18.2%、「友人・近所の方」が0.6%となっています。

障がい児では「家族や親戚」が88.2%となっています。

●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）



【問7で「1. 家族や親戚」と答えた方】

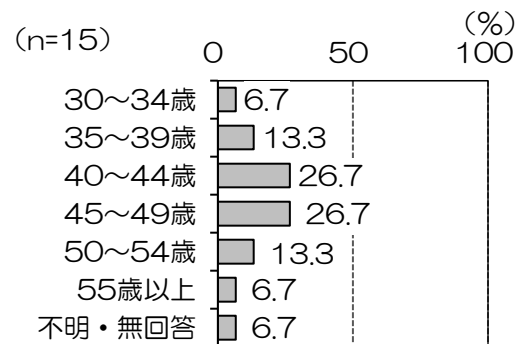
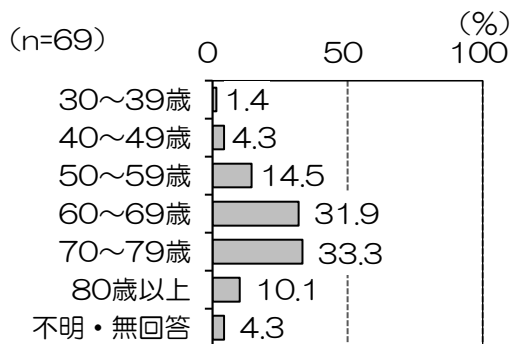
問8① 主な介助者の年齢

主な介助者の年齢については、障がい者では「70～79歳」が33.3%と最も多く、次いで「60～69歳」が31.9%、「50～59歳」が14.5%となっており、高齢の介護者が障がい者を支援していることがわかりました。

障がい児では「40～44歳」、「45～49歳」がそれぞれ26.7%と最も多く、次いで「35～39歳」、「50～54歳」がそれぞれ13.3%、「30～34歳」、「55歳以上」がそれぞれ6.7%となっており、介護者は親世代が多くみられました。

●障がい者（18歳以上）

●障がい児（18歳未満）



【問7で「1. 家族や親戚」と答えた方】

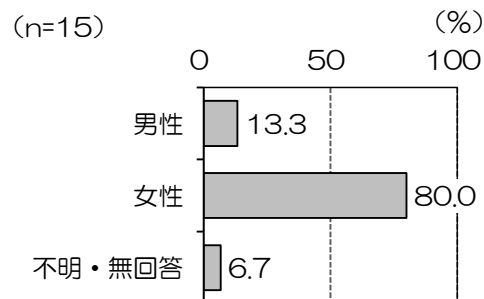
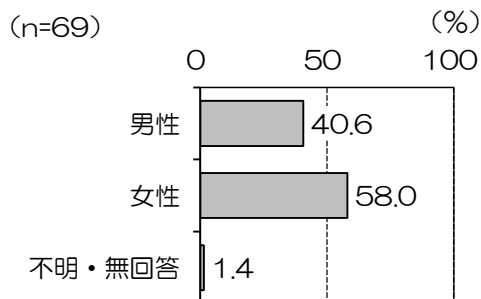
問8② 主な介助者の性別

主な介助者の性別については、障がい者では「女性」が58.0%と、「男性」の40.6%を上回っています。

障がい児では「女性」が80.0%と、「男性」の13.3%を上回っています。

●障がい者（18歳以上）

●障がい児（18歳未満）



【問7で「1. 家族や親戚」と答えた方】

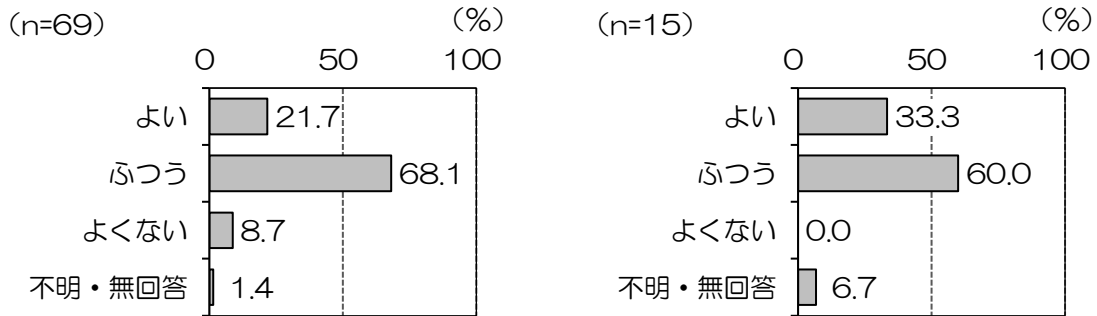
問8③ 主な介助者の健康状態

主な介助者の健康状態については、障がい者では「ふつう」が 68.1%と最も多く、次いで「よい」が 21.7%、「よくない」が 8.7%となっています。

障がい児では「ふつう」が 60.0%と最も多く、次いで「よい」が 33.3%となっています。

●障がい者（18歳以上）

●障がい児（18歳未満）

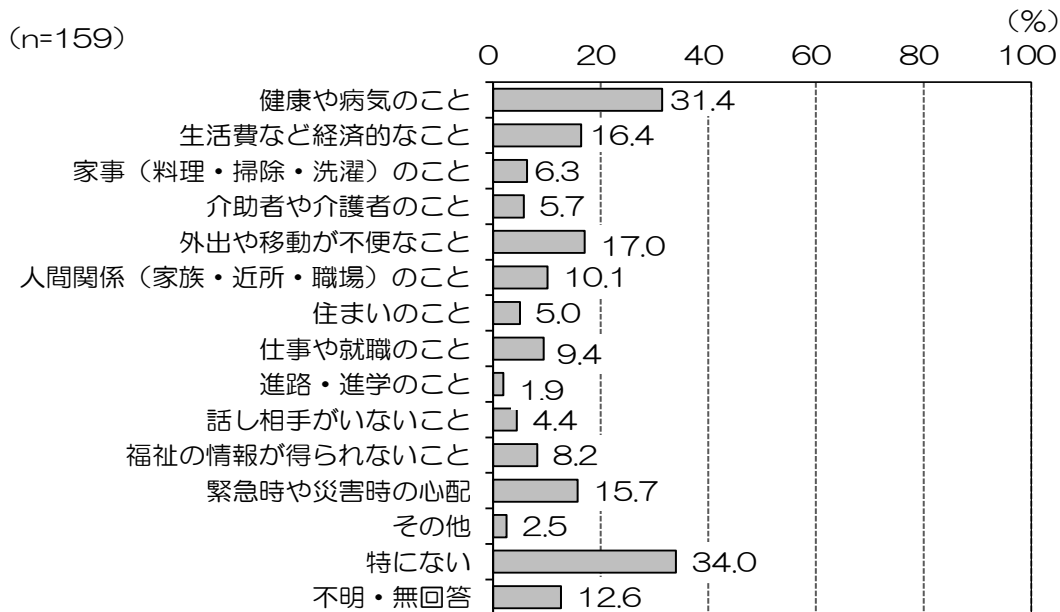


問9 今悩んでいることや相談したいこと

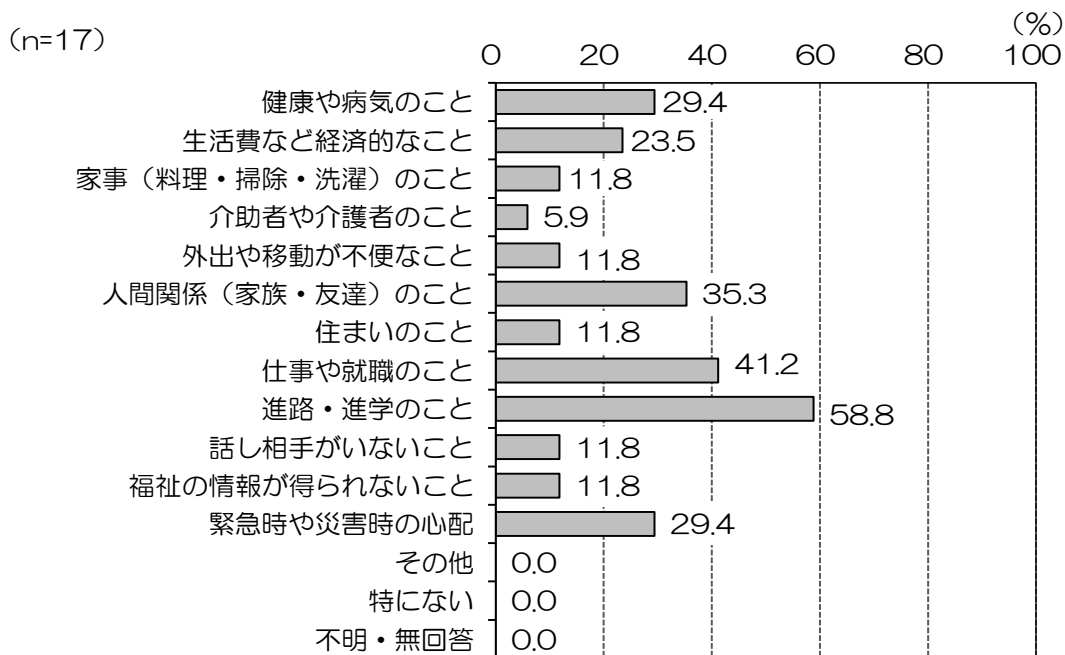
今悩んでいることや相談したいことについては、障がい者では「特にない」が 34.0%と最も多く、次いで「健康や病気のこと」が 31.4%、「外出や移動が不便なこと」が 17.0%となっています。

障がい児では「進路・進学のこと」が 58.8%と最も多く、次いで「仕事や就職のこと」が 41.2%、「人間関係（家族・友達）のこと」が 35.3%となっており、将来について不安に思っている方が多いことがわかりました。

●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）

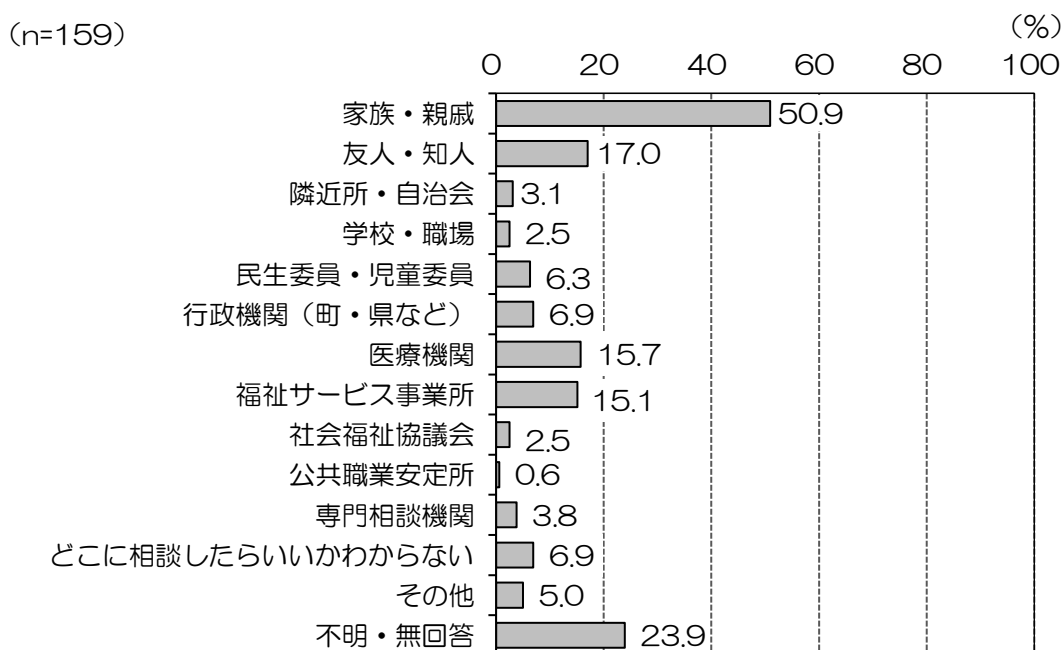


問10 悩みを相談したい相手

悩みを相談したい相手については、障がい者では「家族・親戚」が50.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が17.0%、「医療機関」が15.7%となっています。

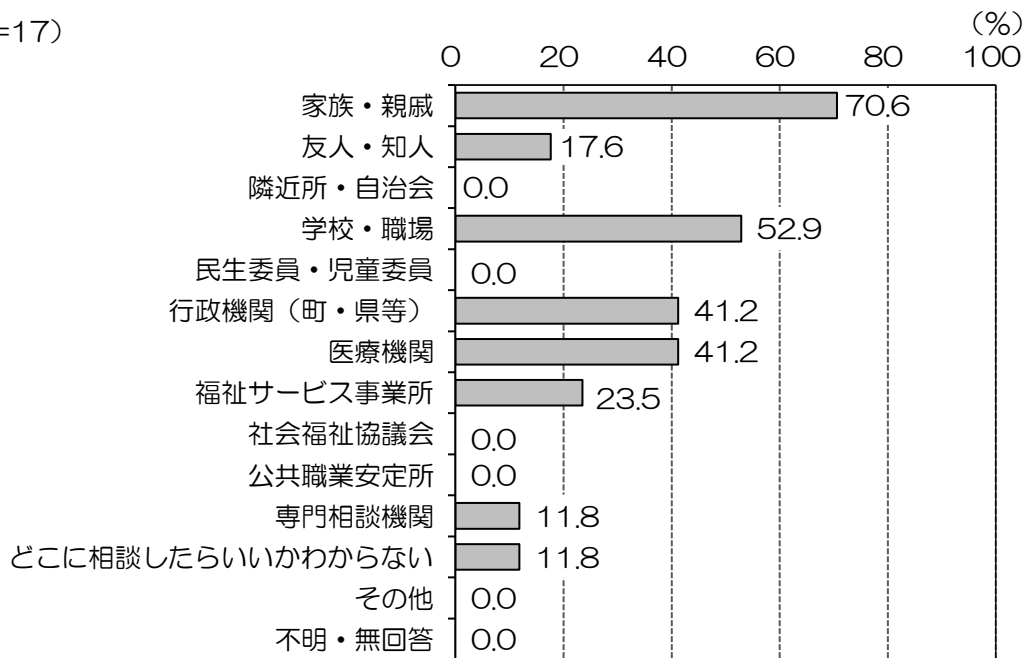
障がい児では「家族・親戚」が70.6%と最も多く、次いで「学校・職場」が52.9%、「行政機関（町・県等）」、「医療機関」がそれぞれ41.2%となっています。

●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）

(n=17)



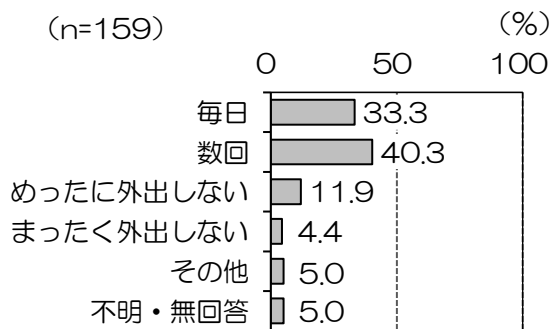
問 11 1週間あたりの外出の頻度

1週間あたりの外出の頻度については、障がい者では「数回」が40.3%と最も多く、次いで「毎日」が33.3%、「めったに外出しない」が11.9%となっています。

障がい児では「毎日」が70.6%と最も多く、次いで「数回」が29.4%となっています。

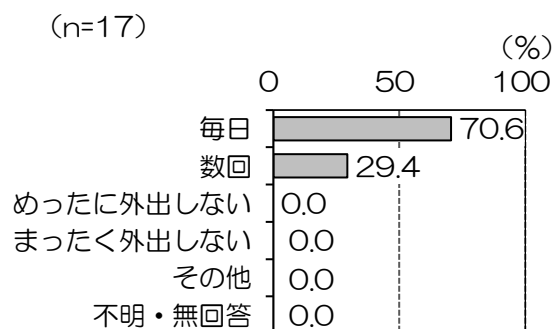
●障がい者（18歳以上）

(n=159)



●障がい児（18歳未満）

(n=17)



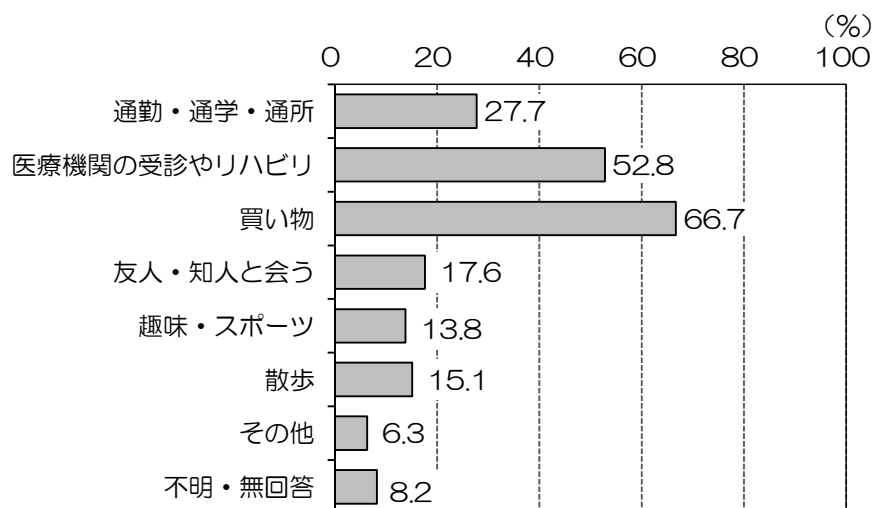
## 問 12 外出の主な目的

外出の主な目的については、障がい者では「買い物」が66.7%と最も多く、次いで「医療機関の受診やリハビリ」が52.8%、「通勤・通学・通所」が27.7%となっています。

障がい児では「通勤・通学・通所」が88.2%と最も多く、次いで「買い物」が64.7%、「医療機関の受診やリハビリ」、「散歩」がそれぞれ29.4%となっています。

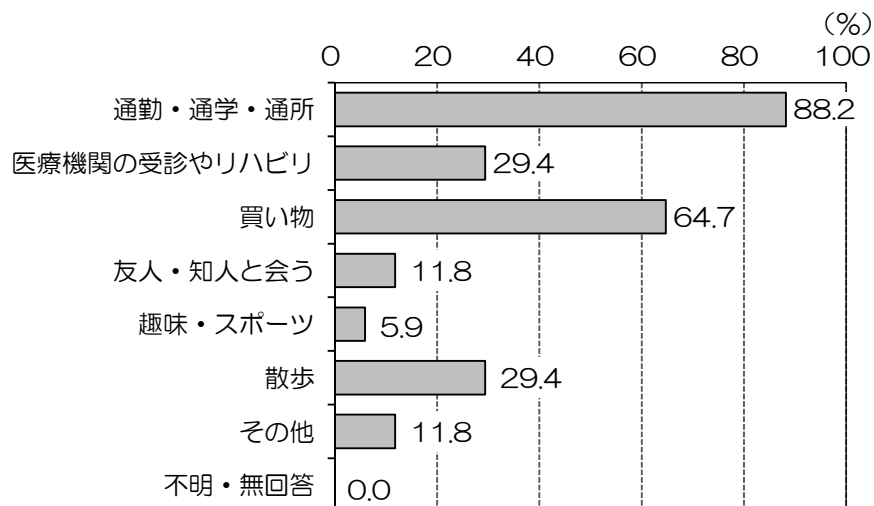
### ●障がい者（18歳以上）

(n=159)



### ●障がい児（18歳未満）

(n=17)



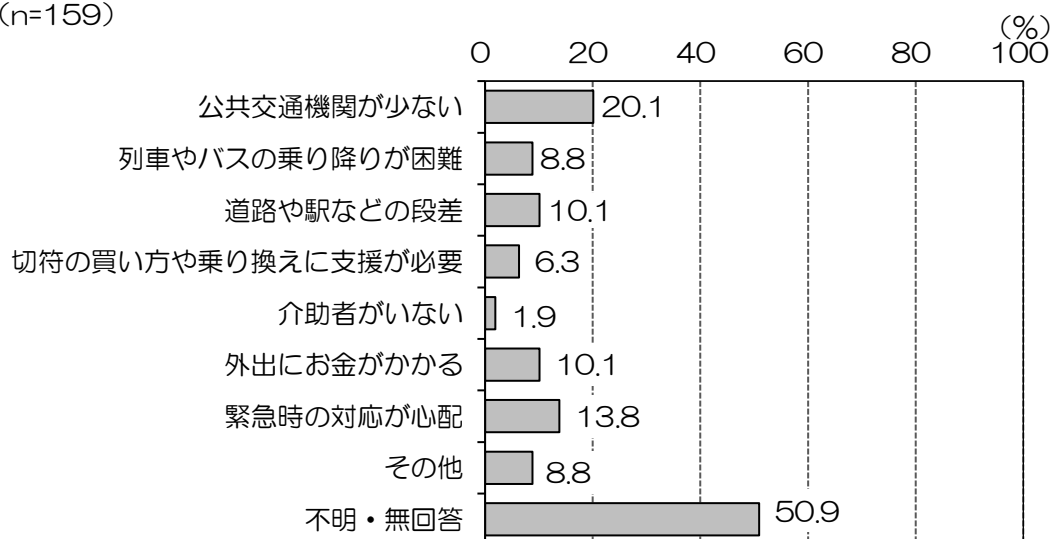
### 問 13 外出する際に困ること

外出する際に困ることについては、障がい者では「公共交通機関が少ない」が20.1%と最も多く、次いで「緊急時の対応が心配」が13.8%、「道路や駅などの段差」、「外出にお金がかかる」がそれぞれ10.1%となっています。

障がい児では「緊急時の対応が心配」が41.2%と最も多く、次いで「切符の買い方や乗り換えに支援が必要」が29.4%、「公共交通機関が少ない」が23.5%となっています。

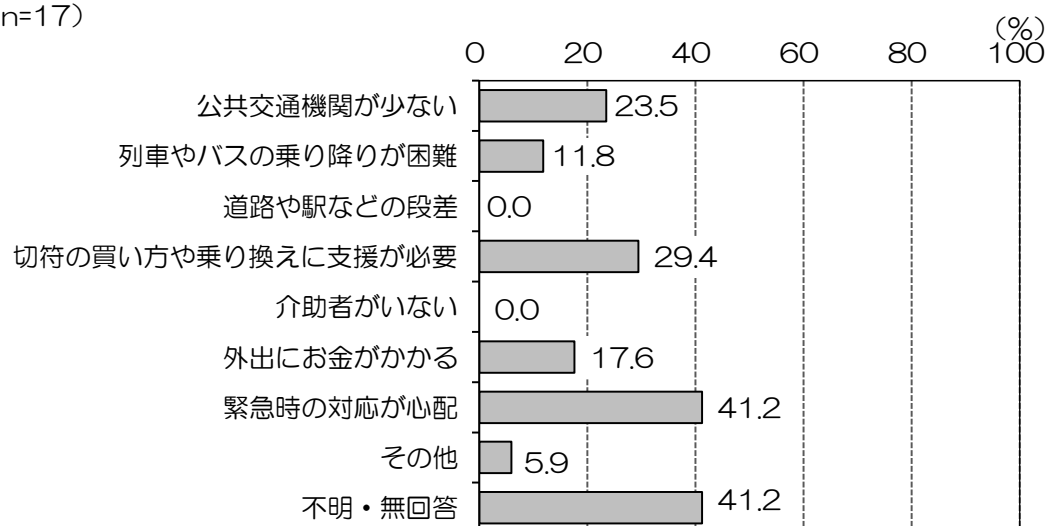
#### ●障がい者（18歳以上）

(n=159)



#### ●障がい児（18歳未満）

(n=17)



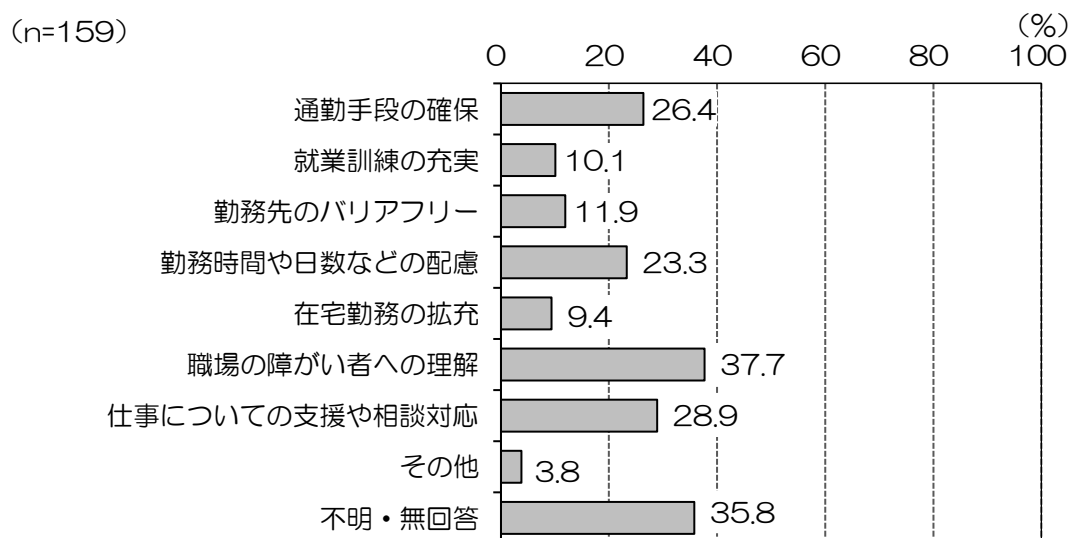


## 問 14 障がい者の就労のために必要な支援

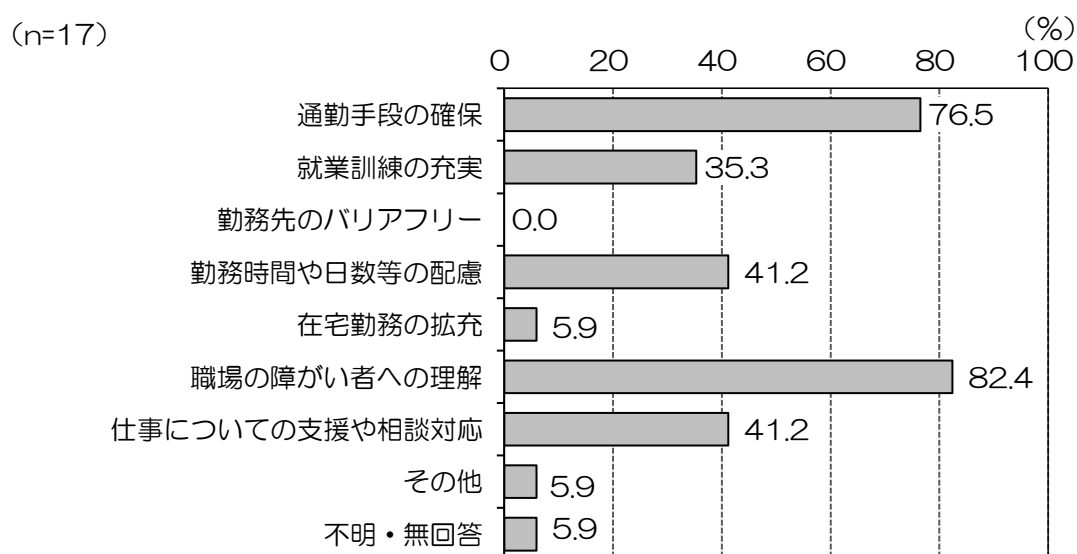
障がい者の就労のために必要な支援については、障がい者では「職場の障がい者への理解」が37.7%と最も多く、次いで「仕事についての支援や相談対応」が28.9%、「通勤手段の確保」が26.4%となっています。

障がい児では「職場の障がい者への理解」が82.4%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が76.5%、「勤務時間や日数等の配慮」、「仕事についての支援や相談対応」がそれぞれ41.2%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）

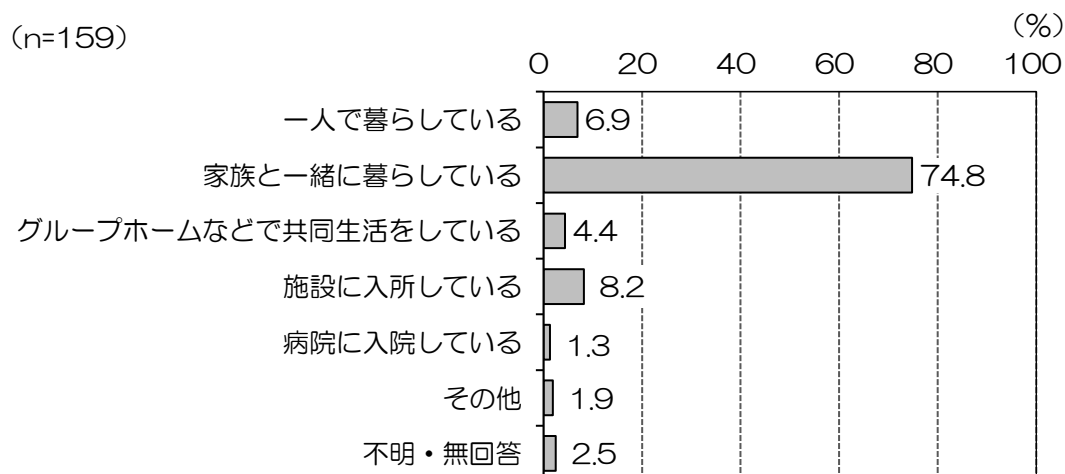


## 問 15 対象者の現在の暮らし方

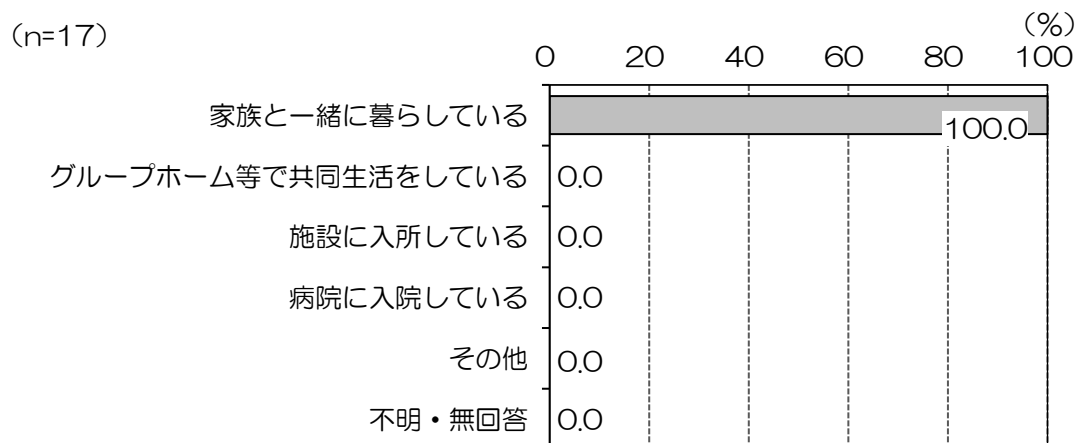
対象者の現在の暮らし方については、障がい者では「家族と一緒に暮らしている」が74.8%と最も多く、次いで「施設に入所している」が8.2%、「一人で暮らしている」が6.9%となっています。

障がい児では「家族と一緒に暮らしている」が100.0%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）

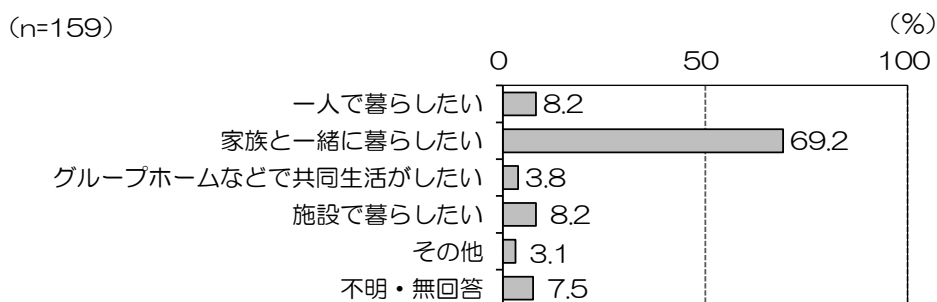


## 問 16 今後、どのように生活したい（させたい）か

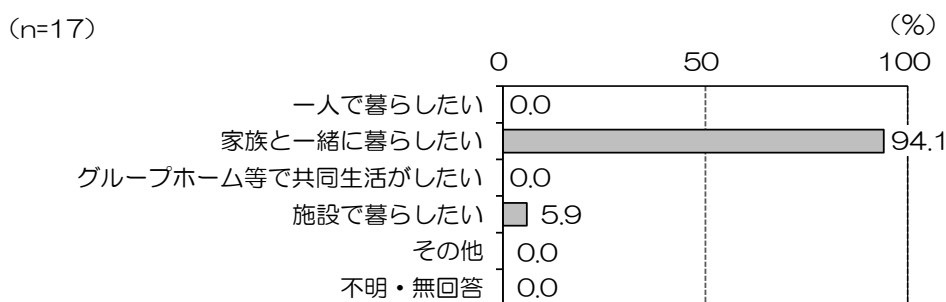
今後、どのように生活したい（させたい）かについては、障がい者では「家族と一緒に暮らしたい」が69.2%と最も多く、次いで「一人で暮らしたい」、「施設で暮らしたい」がそれぞれ8.2%、「グループホームなどで共同生活がしたい」が3.8%となっています。

障がい児では「家族と一緒に暮らしたい」が94.1%と最も多く、次いで「施設で暮らしたい」が5.9%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）



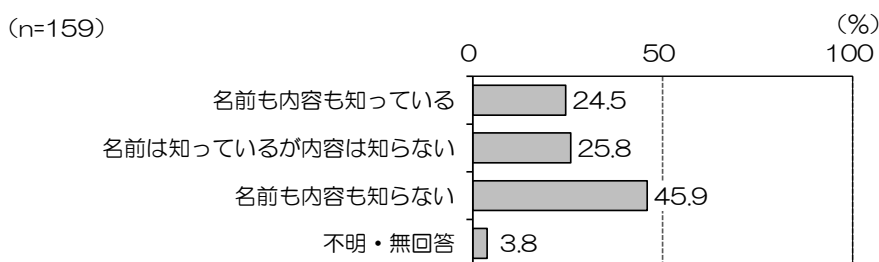
## 問 17 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、障がい者では「名前も内容も知らない」が45.9%と最も多く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」が25.8%、「名前も内容も知っている」が24.5%となっています。

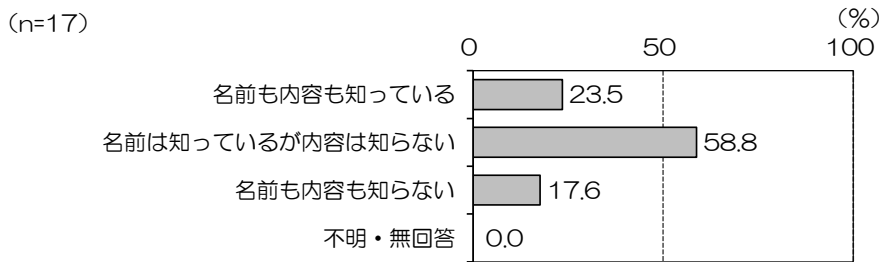
障がい児では「名前は知っているが内容は知らない」が58.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が23.5%、「名前も内容も知らない」が17.6%となっています。

成年後見制度については、「名前も内容も知らない」、「今後利用したいかはわからない」との回答が最も多く、制度の認知度の低さが明らかになりました。

### ●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）

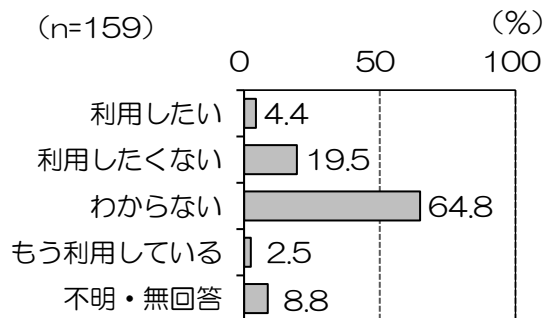


問18 成年後見制度の将来的な利用意向

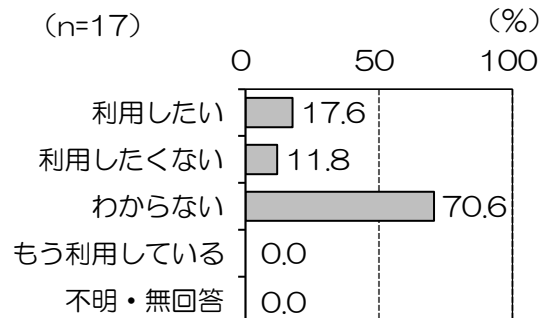
成年後見制度の将来的な利用意向については、障がい者では「わからない」が64.8%と最も多く、次いで「利用したくない」が19.5%、「利用したい」が4.4%となっています。

障がい児では「わからない」が70.6%と最も多く、次いで「利用したい」が17.6%、「利用したくない」が11.8%となっています。

●障がい者（18歳以上）



●障がい児（18歳未満）

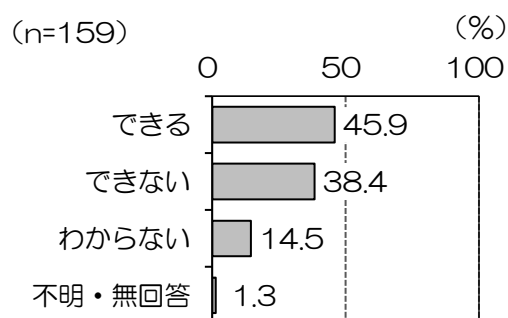


## 問 19 災害時に一人で避難できるか

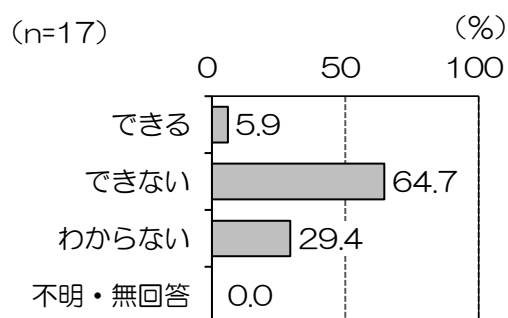
災害時に一人で避難できるかについては、障がい者では「できる」が45.9%と最も多く、次いで「できない」が38.4%、「わからない」が14.5%となっています。

障がい児では「できない」が64.7%と最も多く、次いで「わからない」が29.4%、「できる」が5.9%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）

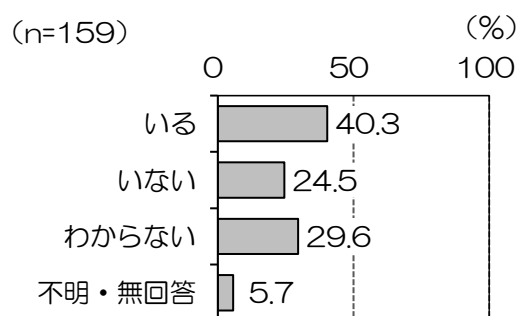


## 問 20 家族が不在の場合、近所に助けてくれる人がいるか

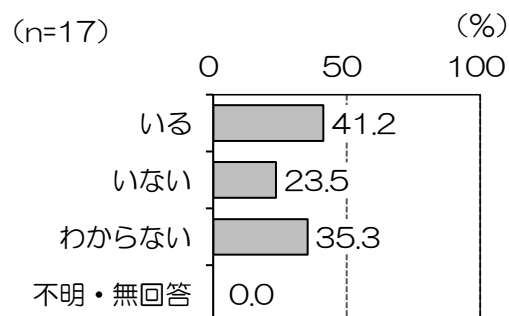
家族が不在の場合、近所に助けてくれる人がいるかについては、障がい者では「いる」が40.3%と最も多く、次いで「わからない」が29.6%、「いない」が24.5%となっています。

障がい児では「いる」が41.2%と最も多く、次いで「わからない」が35.3%、「いない」が23.5%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）

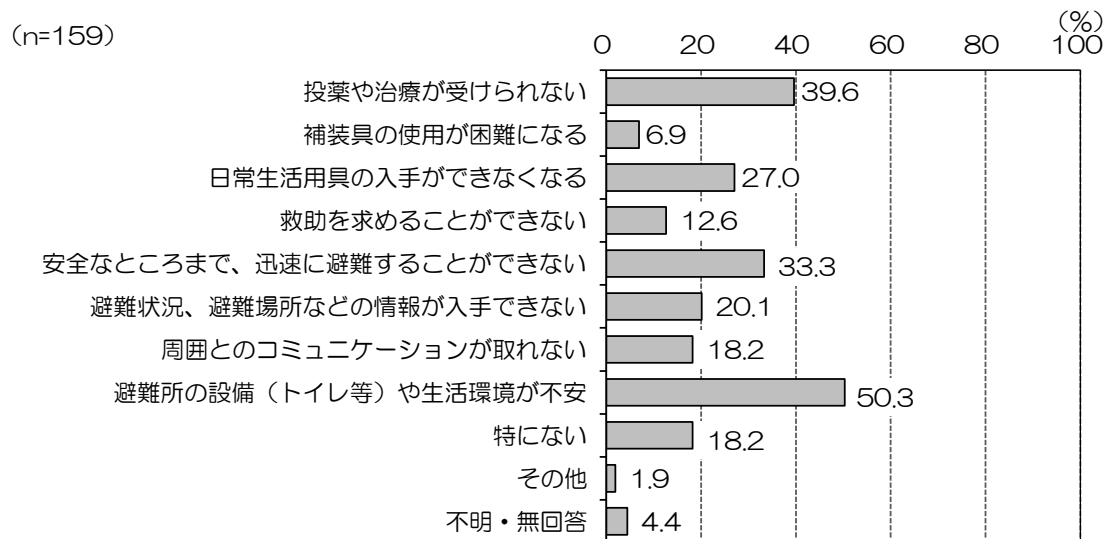


## 問21 災害時に困ること

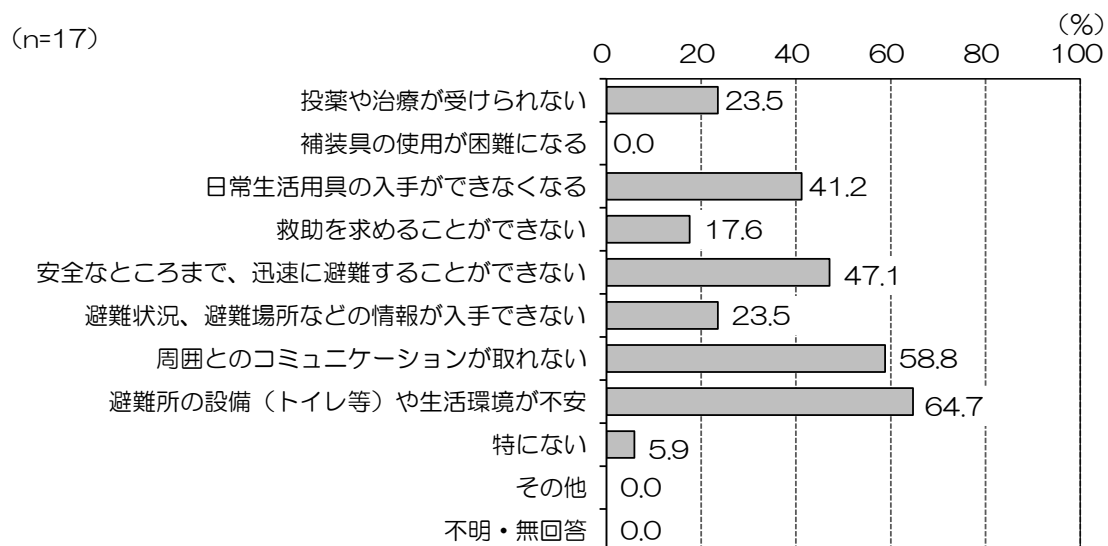
災害時に困ることについては、障がい者では「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が50.3%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が39.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.3%となっています。

障がい児では「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」64.7%と最も多く、次いで「周囲とのコミュニケーションが取れない」が58.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.1%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）

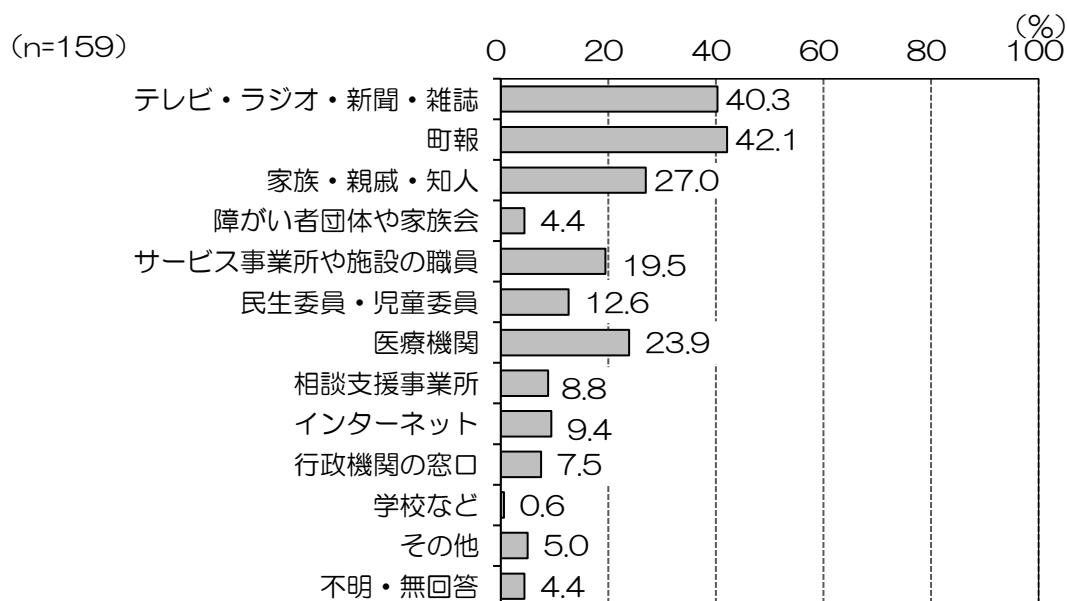


## 問 22 福祉サービスに関する情報入手先

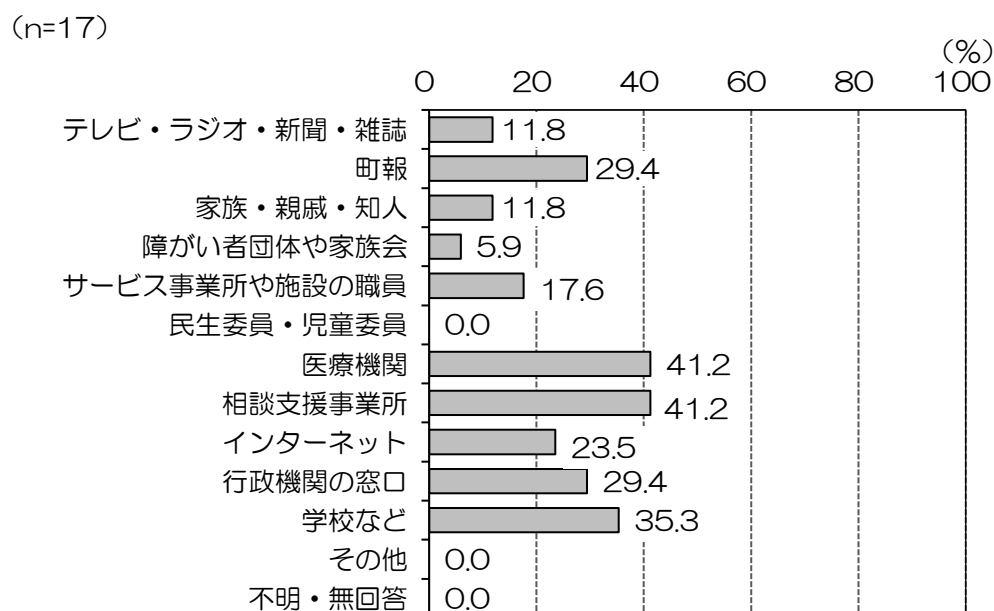
福祉サービスに関する情報入手先については、障がい者では「町報」が42.1%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が40.3%、「家族・親戚・知人」が27.0%となっています。

障がい児では「医療機関」、「相談支援事業所」がそれぞれ41.2%と最も多く、次いで「学校など」が35.3%、「町報」、「行政機関の窓口」がそれぞれ29.4%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）



## 問 23 いま利用しているサービス/今後利用したいサービス

障がい福祉サービスについては、今受けているサービスが生活介護、相談支援、就労継続支援の順で多くなっていますが、今後利用したいサービスは相談支援、短期入所、日常生活用具の給付の順となりました。

児童については、今受けているサービスは放課後等デイサービスが多く、今後利用したいサービスは令和7年度から新設される就労選択支援が最も多く、今後、事業実施に向けた支援体制の整備を図っていく必要があります。

福祉サービス名 (単位：%)	【障がい者】		【障がい児】	
	いま利用 (n=159)	今後利用 (n=159)	いま利用 (n=17)	今後利用 (n=17)
居宅介護（ホームヘルプ）	3.1	10.1	0.0	0.0
重度訪問介護	0.6	3.8	0.0	0.0
同行援護	0.0	5.0	0.0	5.9
行動援護	1.9	3.1	0.0	11.8
重度障害者等包括支援	0.0	3.8	0.0	0.0
生活介護	13.2	7.5	5.9	5.9
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	3.8	6.9	0.0	11.8
就労選択支援		6.9		64.7
就労移行支援	1.3	3.8	0.0	47.1
就労継続支援（A型・B型）	10.7	4.4	0.0	47.1
就労定着支援		4.4		47.1
短期入所	0.6	14.5	5.9	17.6
療養介護	1.3	5.7	0.0	0.0
自立生活援助		2.5		11.8
共同生活援助（グループホーム）	5.0	5.7	0.0	5.9
施設入所支援	8.2	7.5	0.0	5.9
児童発達支援			5.9	0.0
放課後等デイサービス			47.1	5.9
保育所等訪問支援			5.9	0.0
医療型児童発達支援			0.0	0.0
居宅訪問型児童発達支援				0.0
福祉型児童入所支援			0.0	0.0
医療型児童入所支援			0.0	0.0
補装具の交付・修理	2.5	4.4	0.0	0.0
相談支援	11.9	15.1	23.5	29.4
移動支援事業	1.9	6.3	11.8	5.9
日中一時支援事業	0.6	4.4	11.8	5.9



福祉サービス名 (単位：%)	【障がい者】		【障がい児】	
	いま利用 (n=159)	今後利用 (n=159)	いま利用 (n=17)	今後利用 (n=17)
日常生活用具の給付	5.0	10.7	0.0	0.0
地域活動支援センター	3.8	4.4	0.0	17.6
意思疎通支援事業	0.6	3.1	0.0	0.0
訪問入浴サービス事業	0.6	3.1	0.0	0.0
不明・無回答	66.7	61.6	47.1	11.8

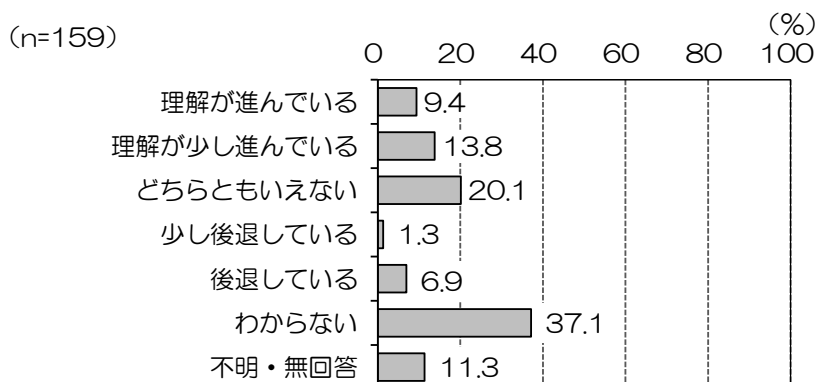
## 問 24 障がいに対する地域の理解について

障がいに対する地域の理解については、障がい者では「理解が進んでいる」と「理解が少し進んでいる」を合わせた“理解が進んだ”が23.2%と、「少し後退している」と「後退している」を合わせた“理解が後退した”の8.2%を上回っています。また、「わからない」が37.1%、「どちらともいえない」が20.1%となっています。

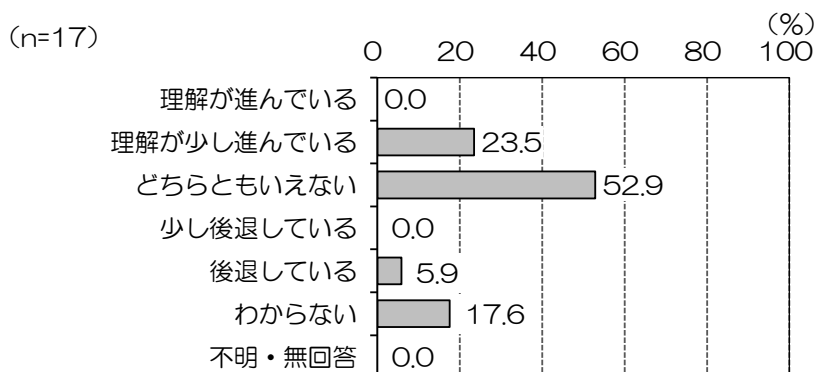
障がい児では“理解が進んだ”が23.5%と、“理解が後退した”の5.9%を上回っています。また、「どちらともいえない」が52.9%、「わからない」が17.6%となっています。

障がい者に対する地域の理解については、「わからない」「どちらともいえない」との回答が多く、今後、理解を深めるための取組の必要性が明らかになりました。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）



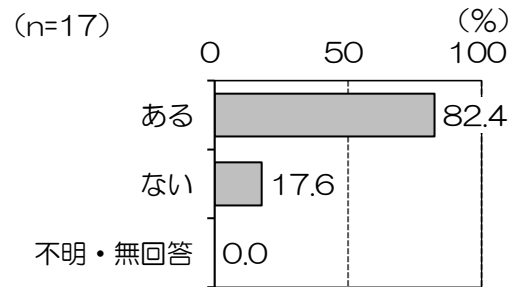
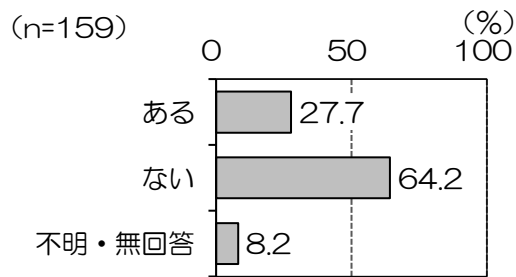
## 問 25 障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたことがあるかについては、障がい者では「ない」が64.2%と、「ある」の27.7%を上回っています。

障がい児では「ある」が82.4%と、「ない」の17.6%を上回っています。

### ●障がい者（18歳以上）

### ●障がい児（18歳未満）



### 【問 25 で「1. ある」と答えた方】

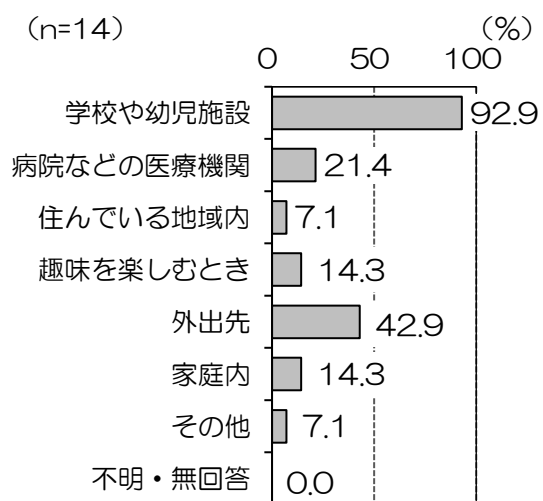
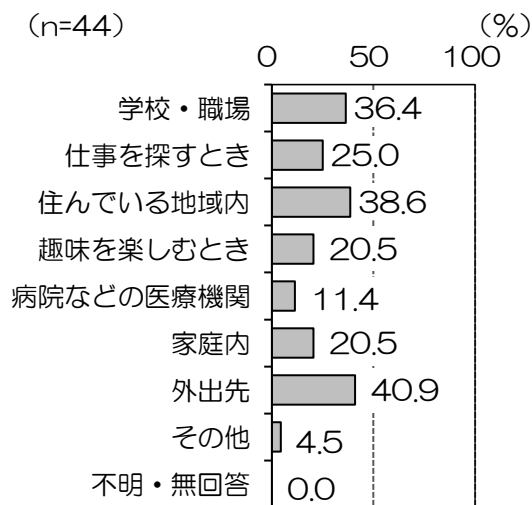
## 問 26 どのような場所で差別を感じたり、嫌な思いをしたか

差別を感じたり嫌な思いをした場所については、障がい者では「外出先」が40.9%と最も多く、次いで「住んでいる地域内」が38.6%、「学校・職場」が36.4%となっています。

障がい児では「学校や幼児施設」が92.9%と最も多く、次いで「外出先」が42.9%、「病院などの医療機関」が21.4%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）

### ●障がい児（18歳未満）



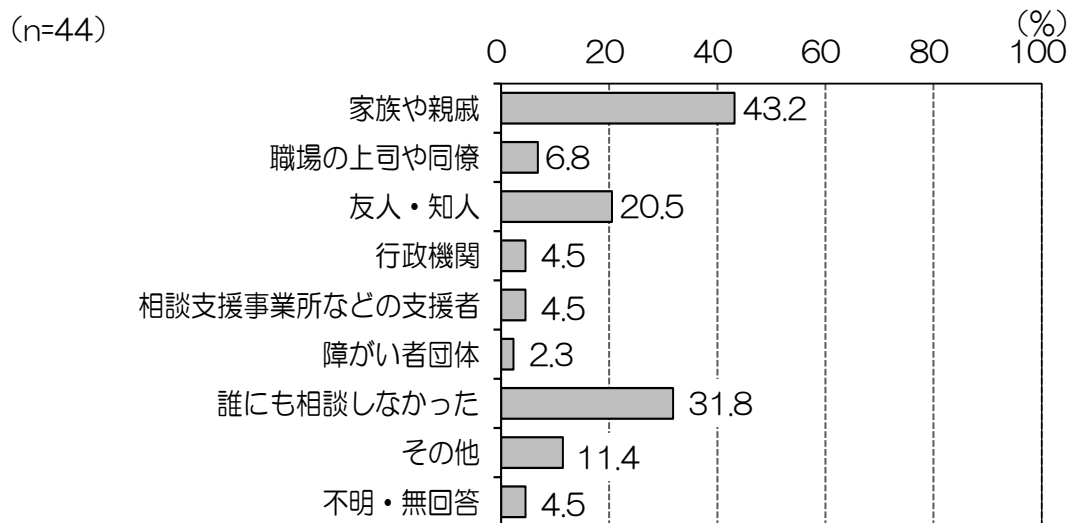
## 【問 25 で「1. ある」と答えた方】

### 問 27 そのことを誰かに相談したか

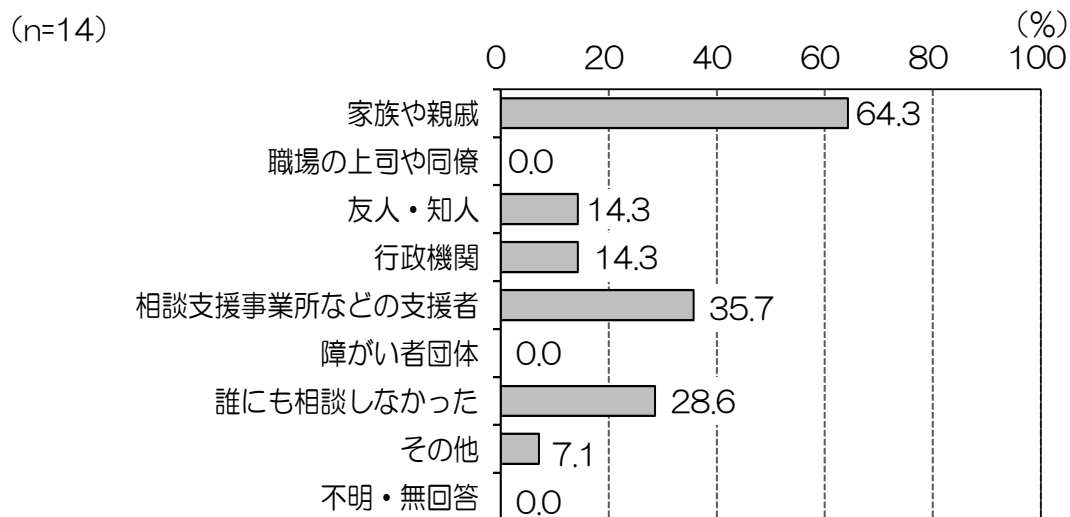
差別を感じたり、嫌な思いをしたことを誰かに相談したかについては、障がい者では「家族や親戚」が 43.2%と最も多く、次いで「誰にも相談しなかった」が 31.8%、「友人・知人」が 20.5%となっています。

障がい児では「家族や親戚」が 64.3%と最も多く、次いで「相談支援事業所などの支援者」が 35.7%、「誰にも相談しなかった」が 28.6%となっています。

#### ●障がい者（18歳以上）



#### ●障がい児（18歳未満）

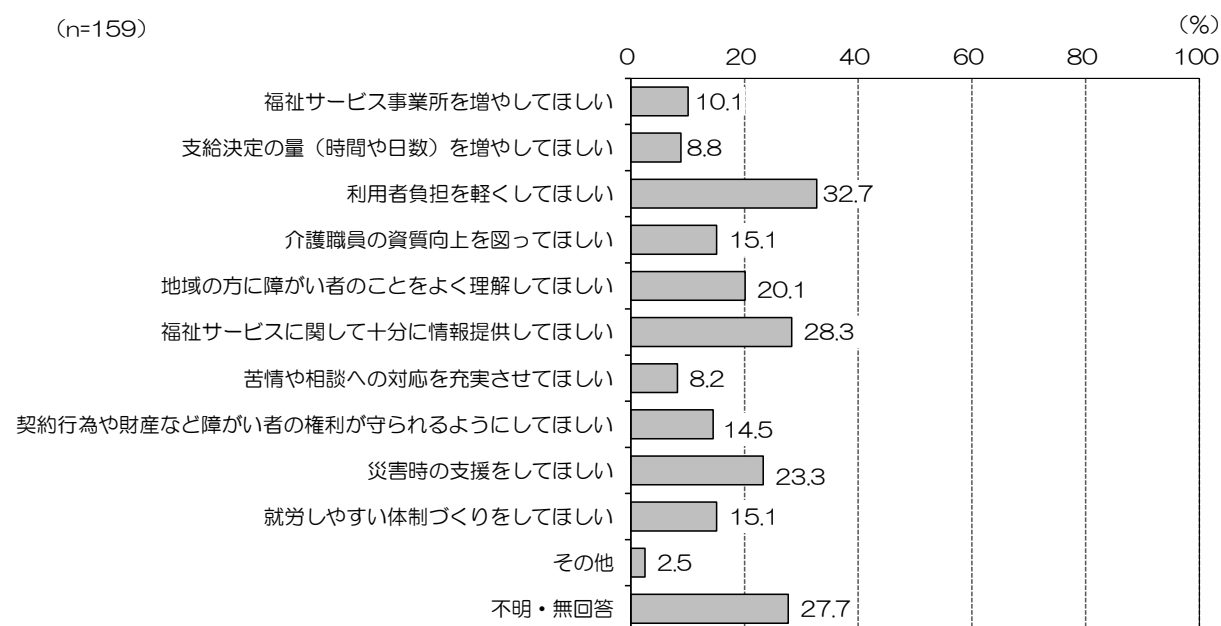


## 問 28 将来安心して生活するために、福祉サービスなどに関して望むこと

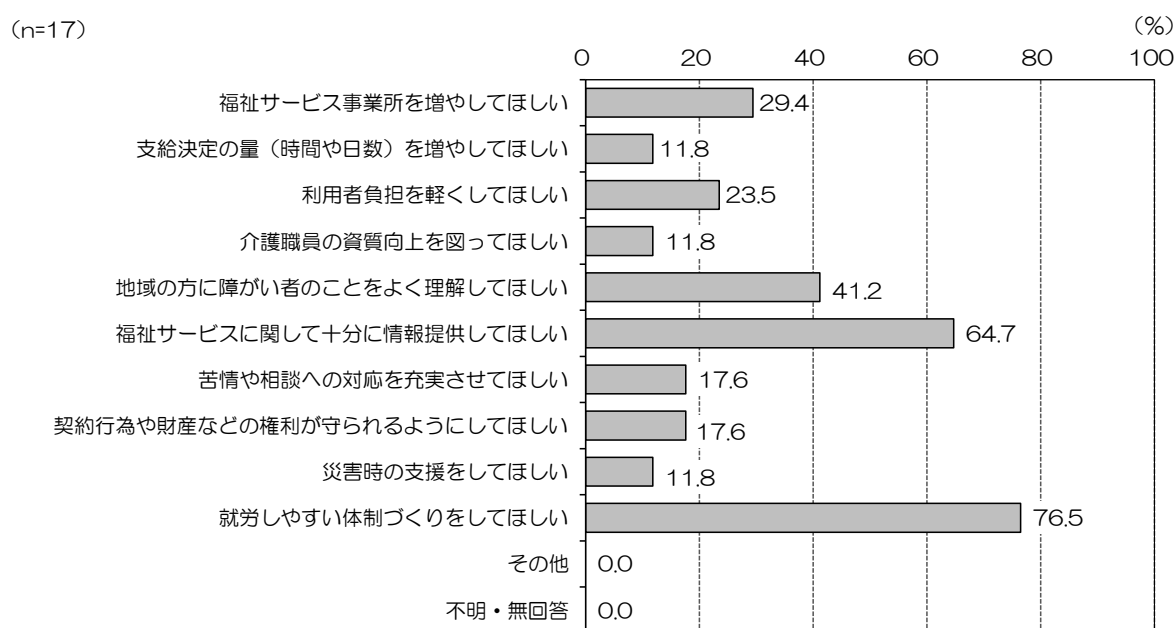
将来安心して生活するために、福祉サービスなどに関して望むことについては、障がい者では「利用者負担を軽くしてほしい」が32.7%と最も多く、次いで「福祉サービスに関して十分に情報提供してほしい」が28.3%、「災害時の支援をしてほしい」が23.3%となっています。

障がい児では「就労しやすい体制づくりをしてほしい」が76.5%と最も多く、次いで「福祉サービスに関して十分に情報提供してほしい」が64.7%、「地域の方に障がい者のことをよく理解してほしい」が41.2%となっています。

### ●障がい者（18歳以上）



### ●障がい児（18歳未満）



## 自由回答

### ●障がい者（18歳以上）

- もう少し生活が楽に暮らせるようにしてほしい。
- 食料品やお金の対策。
- 身体障がい者になって仕事上の立場ですが、降格になって生活が大変になっています。生活保障の拡充、保障を検討して頂きたい。
- 交通手段もないし、働く所もない。安心する施設がない。
- 障がい者をもっと働ける町。どんな仕事でもできる様サポートし障がい者支援をもっと力を入れ福祉の町づくりの徹底。
- 介護職員さんの待遇の改善。（休みの日数）給料増加等。
- 人手不足でもあり、介護職員の方に給料アップを望みます。
- 聴覚障がい者のための手話通訳等の人を育ててほしい。
- 障がい者グループだけでなく元気な人とも交流する場がほしい。やっても障がい者のみの交流になっている。
- 周りに同じ障がい者の友達がいない。
- 集まりができない。集まりが●。（●は判読不可）
- 障がいがあることで生活がしにくく、周りの人と比べてたり悩んでいる障がい者がたくさんいると思います。健常者も障がい者も平等に生活し共に生きていけるように、障がい者の方のことをもっと深く知ってほしいです（特に精神障がいを持っている方、病気の症状などについて知ってほしい）。
- 一部の方々は障がいという事について理解は薄いと思う。どんな障がいを持っているかがわからない事もあるし、特に目に見えない心の障がいを持っている方は本当に大変なことで他にはわからない事なんだろうが、もしそんな話を聞いたとしたら自分なりにも力を貸してやりたい思っています。
- 川西町は農業の町です。米作りが高齢化して農業が続けられなく、若者に町にいてもらわないと福祉サービスにも人員が少なく、これからの老人は不安です。
- 選挙があってもその場に行けないので、応援したいと思ってもなかなか難しい。
- 今は自分でできますが今後年をとるとどうなるかわからない。

- それ程障がい者として、あまり感じていないのでピンとこない。でも将来の事も考えておく必要有と思っている。
- 役場窓口に行った時に優しくしてほしい。親切な人はいますが、川西町は他と比べるとまいち！かな。
- もっとわかりやすく説明してもらいたい。色々な事にこれからも対応など理解してほしい。
- 障害者年金がもらえないのかな。年金をもらうにはどうしたらいいのですか教えて下さい。前に年金をもらうにはと聞きにいったのですがあまりわからなくてやめました。もらえる人ともらえない人がいるのですか、教えてください。
- 何かあったら迅速な対応をよろしくお願いします。

### ●障がい児（18歳未満）

- 児童発達支援（ゼロ）、放課後等デイサービス（1ヶ所）早急に作って欲しい。町外施設の利用になってしまう。送迎サービスなどの説明もなく、あるのかわからない。送迎サービスは他の市町村の有償サービスをよく見かけます。
- 放課後等デイサービス事業所について、町内の施設が1ヶ所しかなく、小学校入学時には、そこも定員に空きがなく町外に行くことになった。障がいがある子どもだからこそ、何かあったときにすぐに対応できるように自宅に近い町内の施設が増え入所できるようにしてほしい。学区の関係で、川西町からは距離の離れた米沢養護学校本校に通わなければならない。送迎サービスを使ったとしても送り出す家族の負担は学校との距離が長ければ長いほど大きいので、少しでも距離の近い西置賜校に通えるような選択肢が欲しい。
- 中学校を卒業してからの進路の選択肢を増やしてほしい。
- 川西町だけには限らないが、福祉関係の決まった人、特別な人だけが障がい者に関わり理解しているのではなく、地域の方に障がい者のことを理解してもらい、困っていることも楽しいことも助け合い分かち合うことができる社会、川西町になってほしい。理想ですが。
- わからないことが多いので、気軽に情報が得られたら良いなと思います。
- これまで何度も福祉課の方に相談したことがありますが、具体的に解決方法を考えて下さったり動いて下さることはありませんでした。今の担当者の方は親身になって話を聞いて下さり動いて下さっています。介護の大変さは経験した当事者じゃないと、わからないほど辛く孤独を感じるものですので、とてもありがたく思っています。今後も川西町内で困っている方々の悩みに傾聴し力になって頂けたらと思います。まずは話を聞いていただけだけでも気持ちは軽くなるものです。
- 町としての対応が遅いと思います。



第7期 川西町障がい福祉計画  
第3期 川西町障がい児福祉計画

令和6年3月発行

編集・発行 川西町

◆川西町

〒999-0193 川西町大字上小松 977 番地 1

T E L : 0238-42-2111 (代表)

F A X : 0238-42-2724 (代表)

町ホームページ : <https://www.town.kawanishi.yamagata.jp>